第　２　期

大仙市子ども・子育て支援事業計画

令和５年３月

一　部　変　更

大　仙　市

以下の理由により、計画の見直しを行いました。

変　更　理　由

放課後児童クラブ事業について、計画を上回る利用者が見込まれるため。

変　更　箇　所

「第２章子育て支援事業の充実」において、令和５年度、６年度の放課後児童クラブ事業の計画を見直しました。

第2期大仙市子ども･子育て支援事業計画の策定にあたって

大仙市では、少子高齢化が加速する今日において、すべての市民が安全・安心に生活できる、持続可能な地域づくりを目指し、少子化対策の根幹である子育て分野について、平成２７年３月に「第１期大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これまで、「子どもがこころ豊かで健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の実現に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブにおける待機児童の解消、子育て世帯の経済的負担の軽減、また子育てに関する相談機能の強化など、ソフト・ハード両面で子育て支援策を展開してまいりました。

一方、国においても急速な少子化の進行や幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化が始まるなど、国全体で子育て世帯を支える動きが加速されました。

このような中で、「第１期」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢とともに変化する子育て支援ニーズに対応するため、これまでの取組み成果の検証と今後の課題を検討し、本市の新たな子ども・子育て支援の指針となる「第２期大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後も、子育て世帯に寄り添った切れ目のない子育て支援制度を検討・構築し、すべての家庭が結婚や出産、子育てに喜びと安心を感じられるような充実した社会生活環境の実現に努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました大仙市こども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

大仙市長　老松　博行

目　　次

第１部　　総　　論

第１章　子ども・子育て支援事業計画について

１	計画策定の趣旨	１
２	計画の策定体制	２
３	計画期間	２
４	計画の位置づけ	３

第２章　大仙市の現状

１	少子化の動向	５
２	家族や地域の状況	８
３	子どもの状況と子育ての実態（ニーズ調査結果から）	９
４	第１期計画の実施状況	２２

第３章　大仙市における子ども・子育て支援の基本理念

１	基本理念	２４
２	基本目標	２４
３	教育・保育の提供区域	２６
４	計画の体系	２８
５	子どもの育ちに関する理念	３０
６	子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	３０
７	子ども・子育て支援に関する各自の責務、役割	３１

第２部　　各　　論

第１章　就学前教育・保育事業の充実

１	教育・保育事業の充実	３４
２	経済的負担の軽減	５４
３	教育・保育の一体的な提供	５５

第２章　子育て支援事業の充実

１	地域における子育て支援サービスの充実	５７
２	子育て支援体制の充実	６１
３	児童の健全育成	６２

第３章　母性及び児童の健康確保及び増進

１	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	７１

第４章　職業生活と家庭生活の両立

１	仕事と生活の調和の実現	７３

第５章　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

１	児童虐待防止対策の充実	７５
２	ひとり親家庭等の自立支援の推進	７８
３	障がい児施策の推進	８０

資　料

１	大仙市子ども・子育て会議条例	８２
２	大仙市子ども・子育て会議　委員名簿	８４
３	大仙市子ども条例	８５

第　1　部

総　　論

第1章　子ども･子育て支援事業計画について

１．計画策定の趣旨

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、大きな可能性を秘めています。子どもが、大仙市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

しかし、少子化は全国的に急速に進行し、また、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加などの家庭環境の変化や、地域社会のつながりの希薄化などにより、これまでの子どもを見守り育てる環境は変化しています。そのため、子育てに不安や悩みを抱えている家庭も多くなっています。

このような中で、国においては、少子化の流れを変えるべく、平成１５年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国の策定指針に基づいて、都道府県や市町村、事業主に、次世代育成支援対策推進のための「行動計画」の策定を義務づけました。

これを受け、大仙市では平成１７年３月に「大仙市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、「子どもがこころ豊かで健やかに育ち、安心して子育てができるまち大仙市」の実現を目指して、施策を展開してきました。

平成２２年には、前期計画の進捗状況の検証、子育て家庭へのアンケート調査等を行い、行動計画を見直して、「大仙市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定して、市をはじめ地域社会、企業も含めた社会全体で子ども・子育てを支援してきました。

また、いじめや虐待などから子どもの権利を守り、健やかに成長するためには、地域社会が一体となって支え合い、子育てに適した環境を整えなければならないとの思いから、平成２６年３月に「大仙市子ども条例」を策定しました。この条例で子ども及び子育てに関する基本理念を定め、地域全体で子ども及び子育てを支える体制づくりに努めてきました。

平成２４年８月には「子ども・子育て支援法」が制定され、都道府県や市町村に「事業計画」の策定を義務づけました。これを受けて、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成２７年から５年間にわたって事業を進めてきました。

本計画は、先の計画について検証と見直しを行い、子育て中の方やこれから子育てをしようとする方が、安心して子どもを産み、子育てに夢や喜びを感じることができるよう、市をはじめ地域社会、企業も含めた社会全体で支える体制づくりを進めるために策定します。

２．計画の策定体制

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、地域の教育・保育に関する需要を正確に把握する必要があります。そのため、大仙市では平成３０年１２月に、未就学児童（０～５歳児）の保護者を対象として、「教育・保育・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

調査結果を集計・分析し、その結果を基に、子育て当事者や教育・保育事業の関係者などで構成する「大仙市子ども・子育て会議」に諮り、事業計画を策定します。

【計画の策定体制のイメージ】

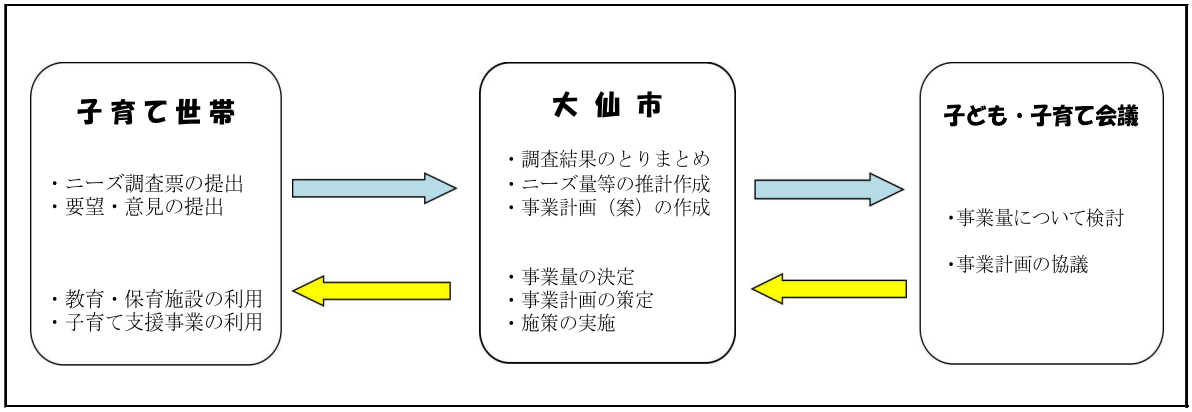

３．計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間を１期として策定します。また、経済・社会情勢や子どもを取り巻く社会の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間】

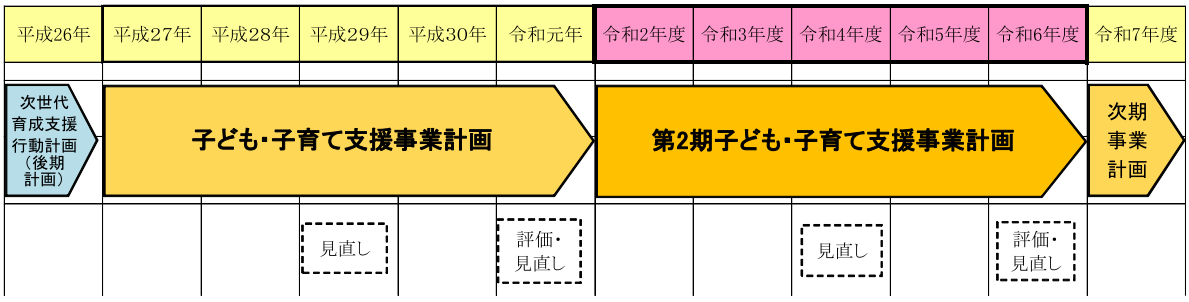

４．計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念（第２条）を踏まえ、同法第６１条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。

また、「次世代育成支援対策推進法」が令和７年３月まで１０年間延長されることに伴い、同法第８条で定める「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることとします。

・子ども・子育て支援法（抜粋）
（市町村子ども･子育て支援事業計画）
第61条　市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども･子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

・次世代育成支援対策推進法（抜粋）
（市町村行動計画）
第8条　市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（２）関連計画との関係

本計画は、大仙市総合計画の部門別計画であり、子ども・子育てに係る総合計画として、各計画と整合性を図りながら策定します。

また、平成２６年３月に公布された「大仙市子ども条例」に定められた基本理念を具体的に推進する基本計画として策定します。

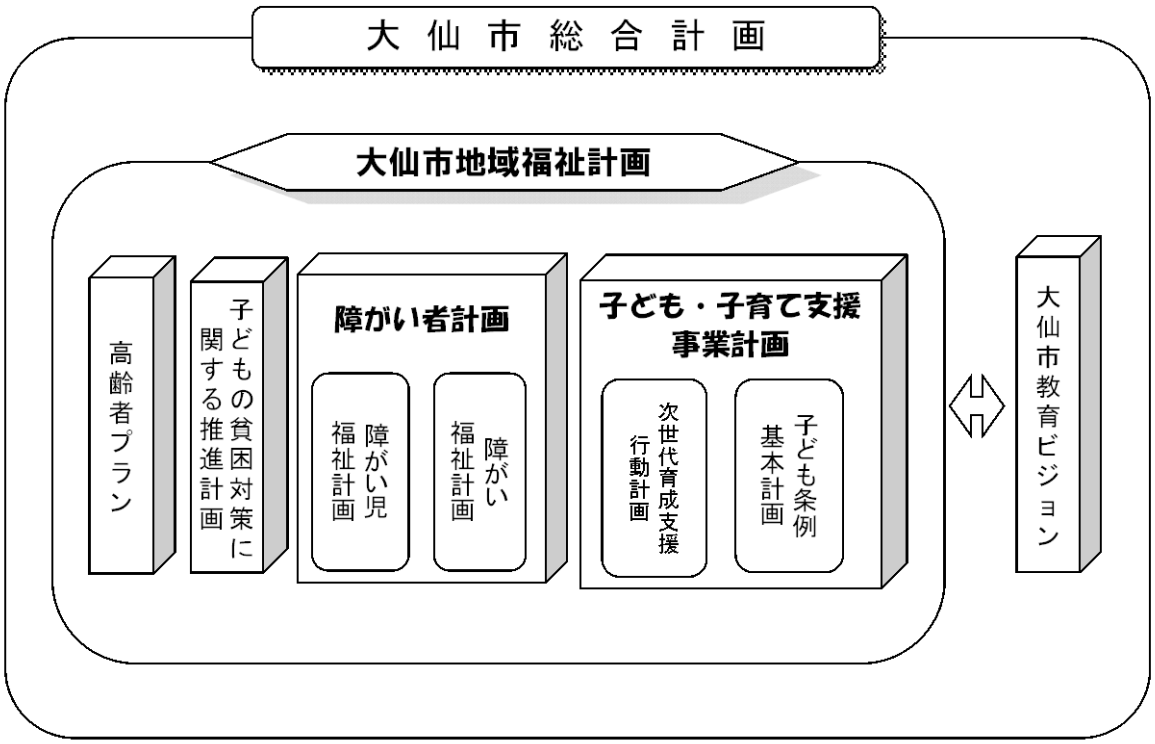

第2章　大仙市の現状

１．少子化の動向

（１）人口の推移

大仙市の人口は減少傾向にあり、年少人口（０歳～１４歳）の割合も減少しています。一方、高齢者人口は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。

平成１７年（２００５年）の市町村合併当初の人口は９３，０００人台でしたが、その後減少を続け、平成２３年には９万人を割り込みました。児童数も各年代とも減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

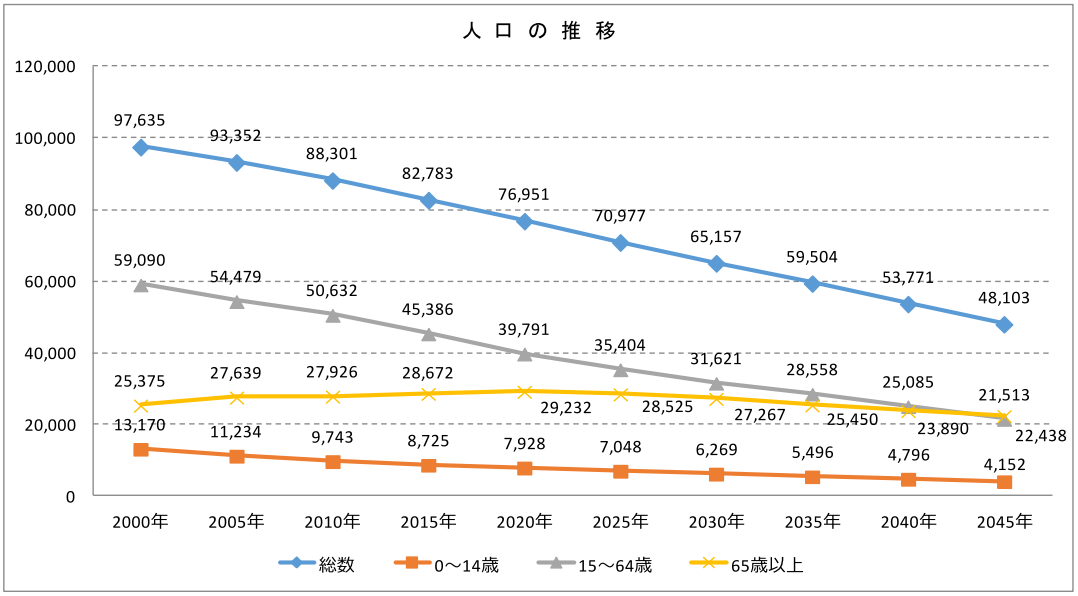

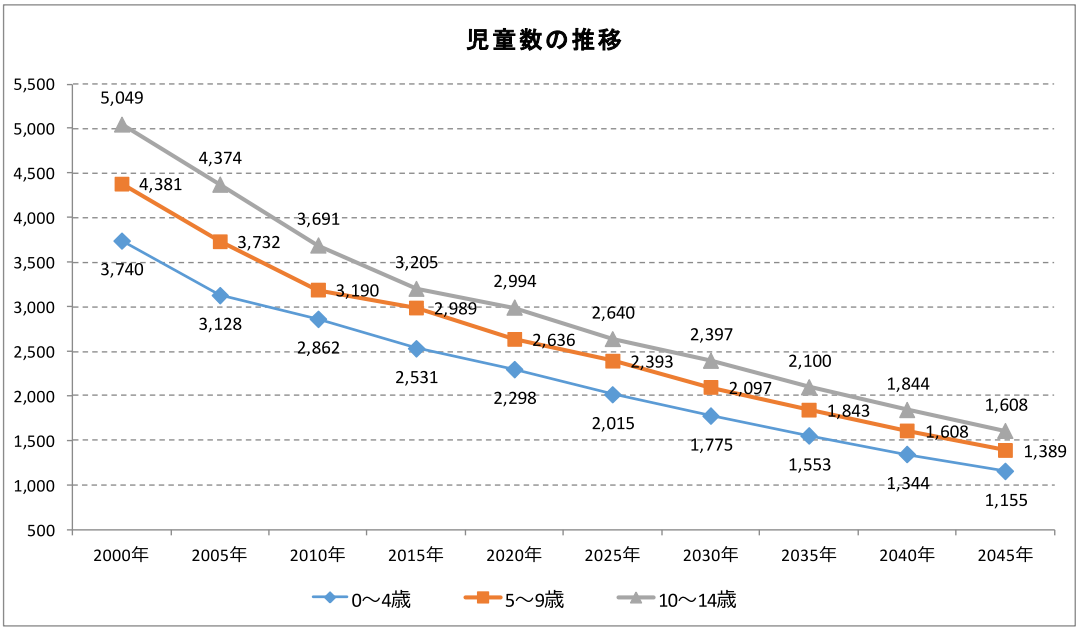

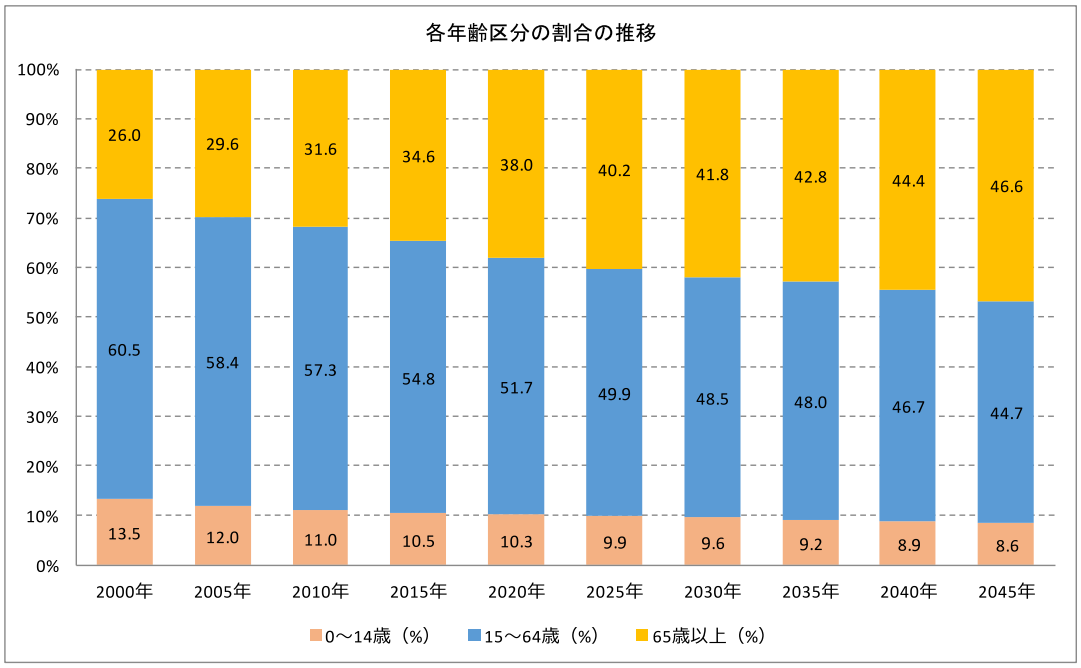

資料：国勢調査

（2020 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」による

（２）出生の動向

本市の出生数の推移は、減少傾向にあります。

女性が生涯に産む子どもの数を示した合計特殊出生率も、全国や秋田県の数値を下回っています。人口維持に必要な数値（2.08）からは、大きくかけ離れており、人口減少が進んでいることがわかります。

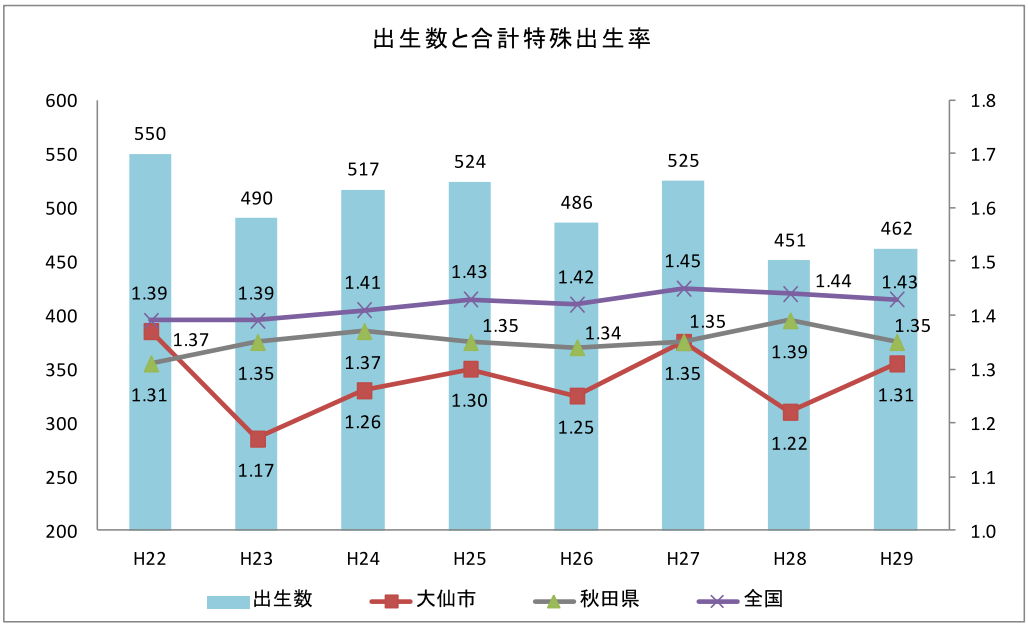

資料：秋田県衛生統計年鑑

大仙市の数値は厚労省・人口動態調査及び住民基本台帳から算出

（３）婚姻の動向

秋田県、大仙市とも、婚姻率、離婚率どちらも全国より低くなっています。

大仙市の婚姻率は、Ｈ２４年度は上昇しましたが、減少傾向が続いています。離婚率はＨ２４年度に大きく減少し、以降は減少傾向が続いています。

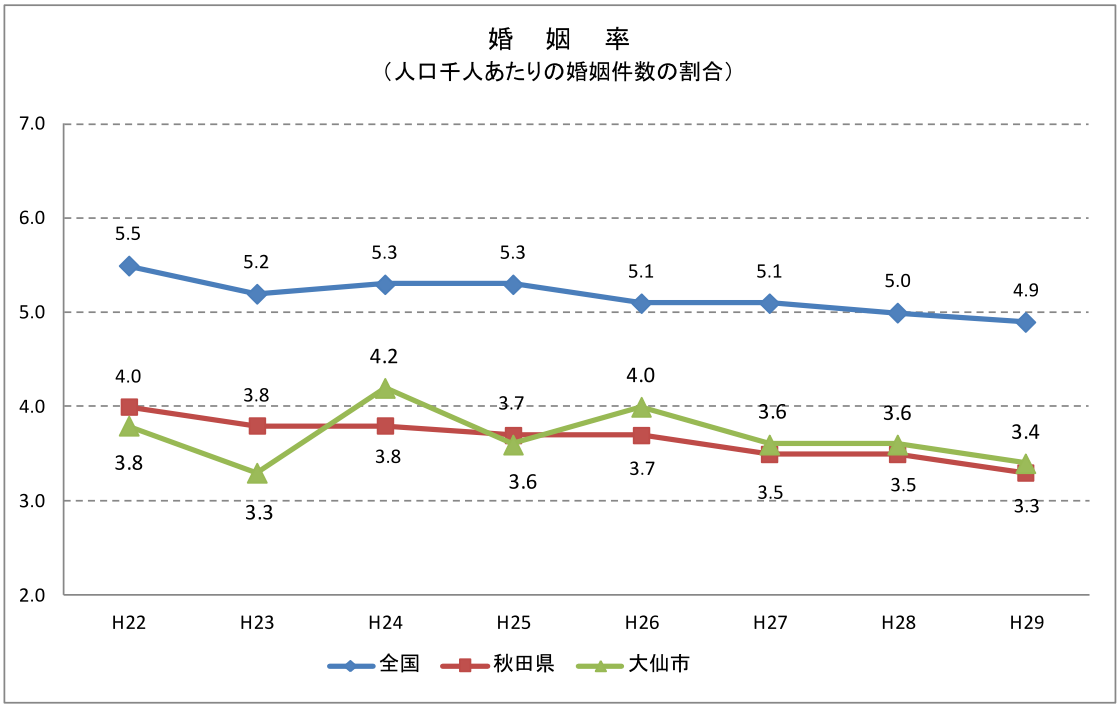

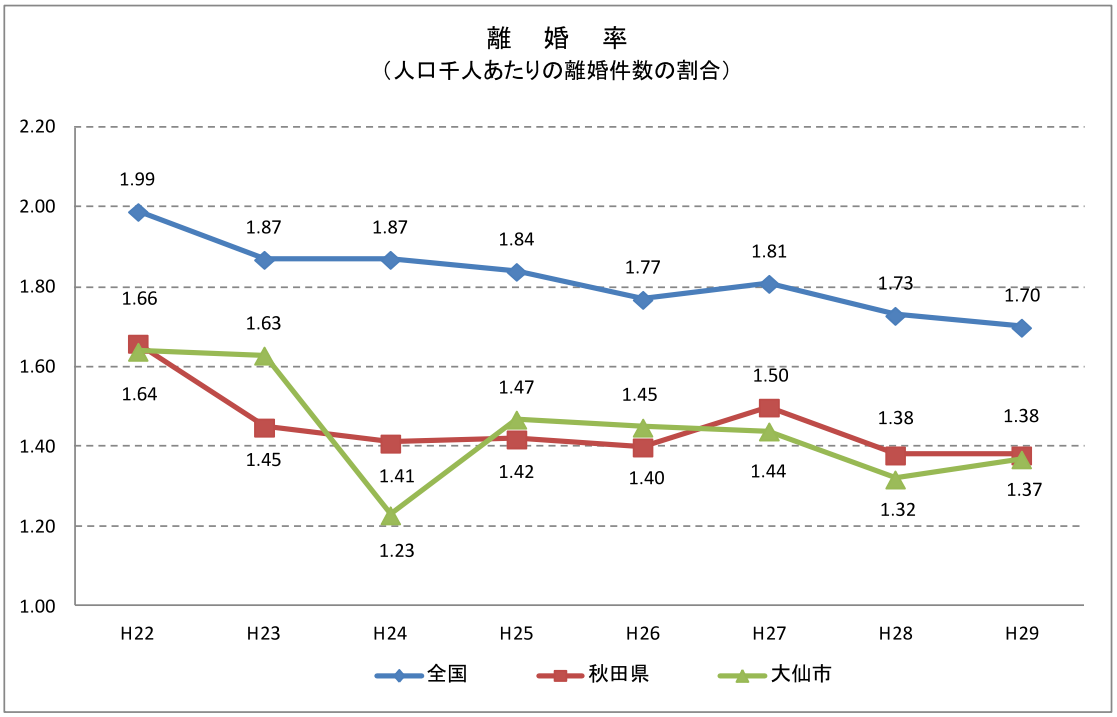

資料：秋田県衛生統計年鑑

２．家族や地域の状況

（１）　世帯の動向

世帯数は年々増加しています。世帯人員（人口／世帯数）は年々減少しており、核家族化が進行していることが分かります。

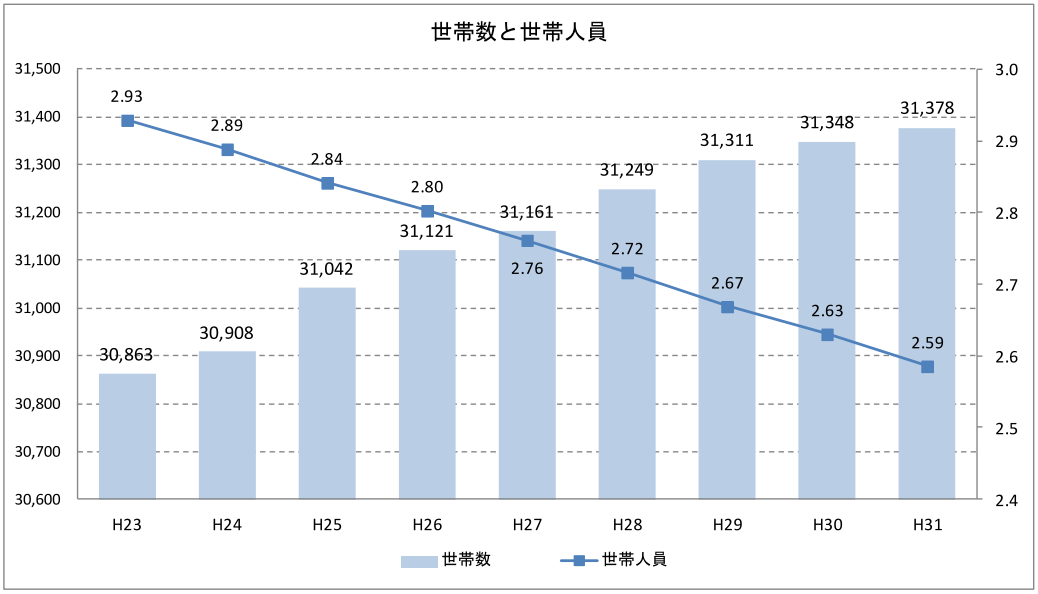

資料：住民基本台帳

（２）就労の状況

女性が結婚や子育ての際に離職することで生じるいわゆる「M字カーブ」は、本市においては、全国に比べるとカーブが緩くなっていますが、「３０～３４歳」、「３５～３９歳」がやや落ち込んでおり、出産後、離職する女性も少なからず存在することが分かります。

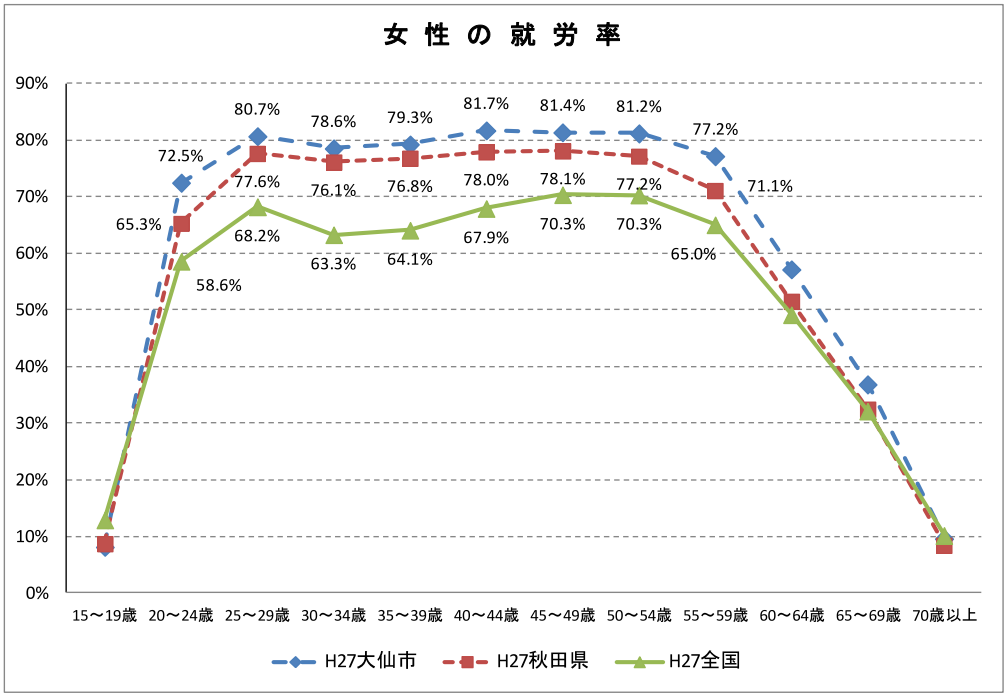

資料：国勢調査

３．子どもの状況と子育ての実態

「教育・保育・子育て支援ニーズ調査」の概要

（１）調査の目的

平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」（平成２４年法律第６５号）により、各自治体は、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、５年間を１期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

市では、平成２７年３月に「大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を１期として、計画に沿って、子育て支援政策を行ってきました。

今回「第２期大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、子育てをされている保護者の方の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を把握するとともに、前回調査との比較を行い、今後必要となる教育・保育・子育て支援の量の見込を算出するために実施しました。

（２）調査方法

① 調査対象　　大仙市内の就学前児童がいる全世帯
（２人以上の児童がいる世帯は、年齢が下の子を対象とする）

② 対象世帯数　　2,494世帯

③ 調査実施時期　　平成３０年１２月２６日～平成３１年１月１６日

④ 調査方法　　保育園等を利用している世帯　　施設を通じて配布、回収。
入園していない世帯　　郵送により配布、回収。

（３）回収結果

	配布数	回収数	回収率
保育園等を利用している世帯	2,056	1,521	74.0%
利用していない世帯	438	231	52.7%
計	2,494	1,752	70.2%

※「保育園児」には、認可外保育施設・へき地保育所を利用している児童の世帯を含む。

◆居住している地域について

大曲地域にお住まいの方が53.8%と多くなっています。
なかでも、大曲小学校区が23.5%、花館小学校区が14.1%と、高い割合になっています。
次いで中仙地域、仙北地域が多くなっています。

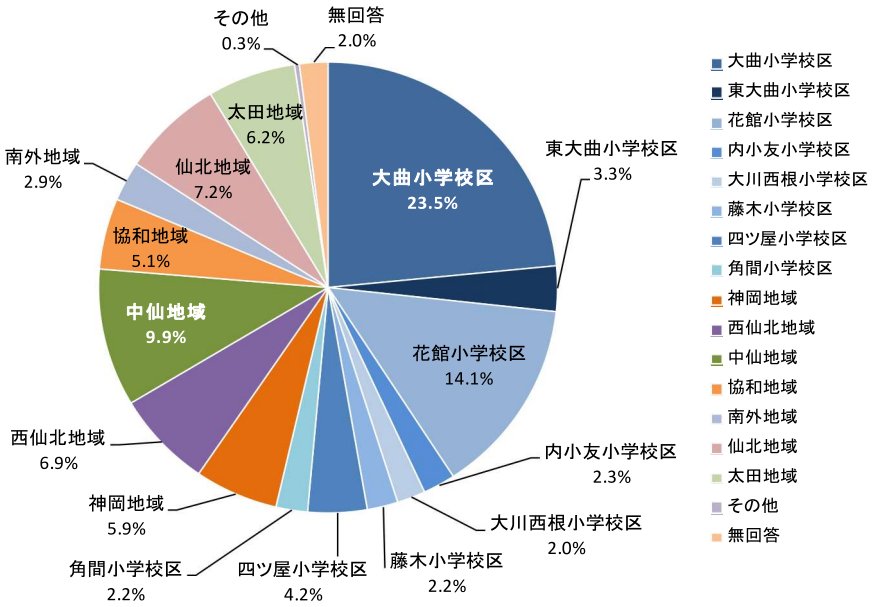

◆世帯あたりの子どもの人数について

「2人」が45.0%で最も多く、次いで「1人」が36.7%、「3人」が15.2%となっています。

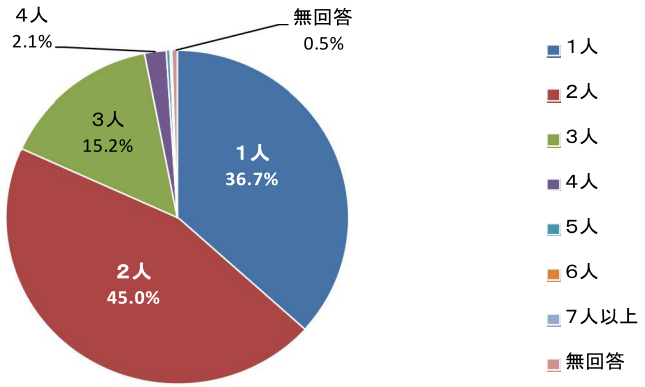

◆保護者の配偶関係について

「配偶者がいる」が90.9%、「配偶者はいない」が8.7%となっています。

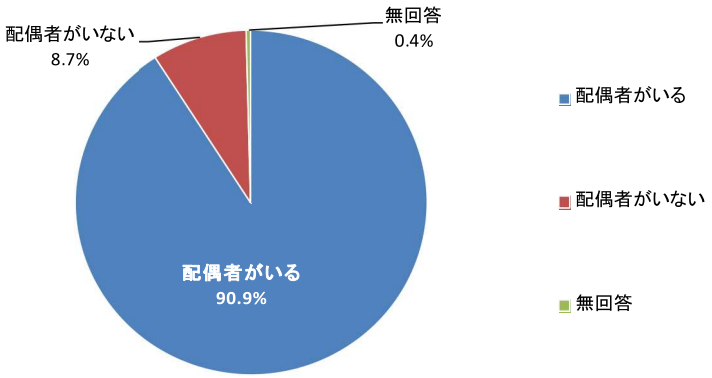

◆子育てを主に行っている方について

「父母ともに」が56.0%で最も多くなっています。前回調査（48.1%）よりも増加しており、保護者が協力して子育てに取り組んでいることが分かります。「母親」が40.5%となっている一方、「父親」は0.7%にとどまっています。

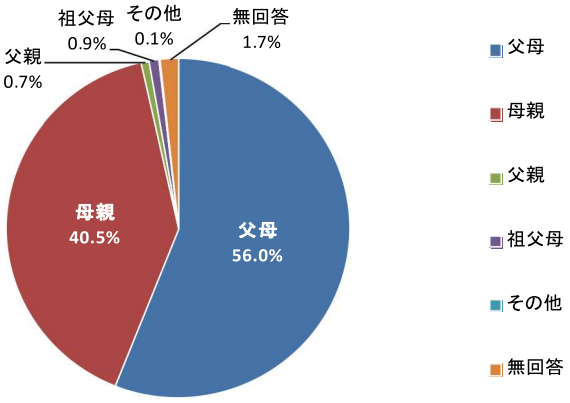

◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

日常的あるいは緊急時にみてもらえる親族がいると答えた割合が最も多くなっています。前回調査と比較すると、日常的に見てもらえる割合が39.7%で6.5ポイント減少し、緊急時に見てもらえる割合が59.4%で4.2ポイント上昇しています。

親族も知人もいない割合は、7.4%となっており、0.3ポイント減少しています。

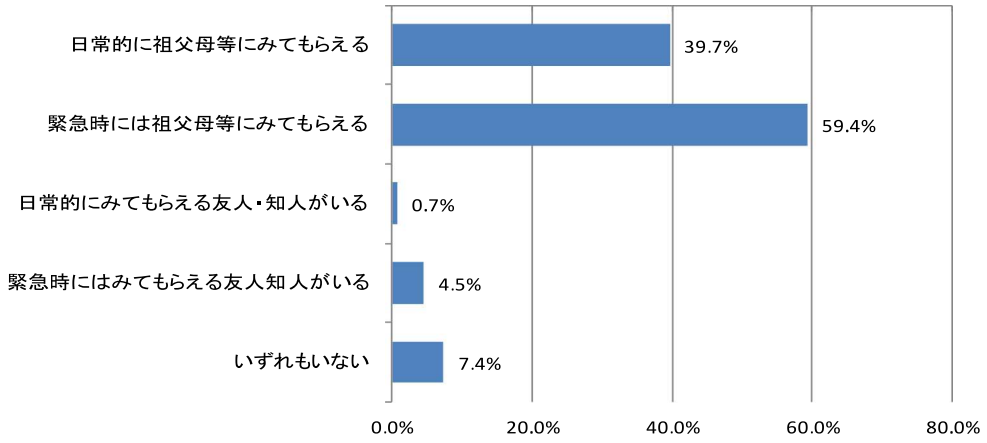

◆日頃の相談相手について

94.2%の方が相談できる人がいる、または場所があると答えていますが、誰もいないあるいは場所がない方も4.0%となっています。

相談相手は、「祖父母等」が83.3%、「友人・知人」が72.7%と高くなっているほか、「保育士」も48.3%となっています。

【　気軽に相談できる人・場所について　】

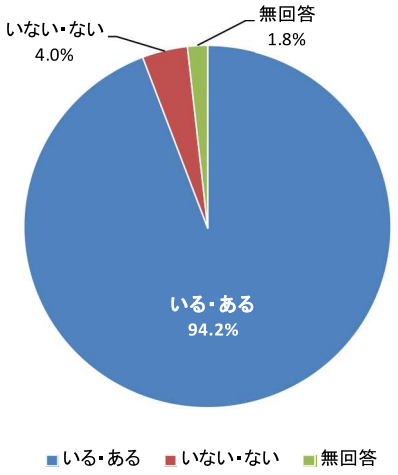

【　相談相手について　】

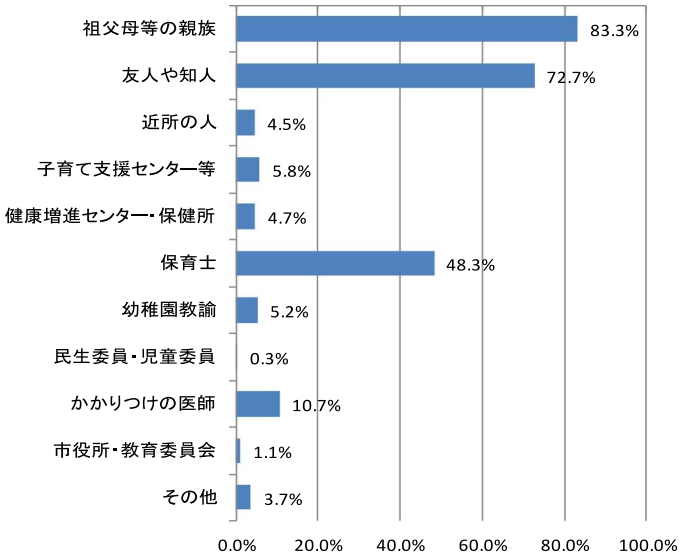

◆子育てに関する情報や知識について

子育てに関する情報や知識の入手先について、「友人・知人から」が71.2%と多くなっています。次いで「保育所・幼稚園から」が70.8%となっています。

「インターネットから」が58.9%となっており、「家族から」の58.4%を上回りました。

身近な人を通して情報を得る一方で、インターネットなどを利用し自分で情報を探している状況がうかがえます。

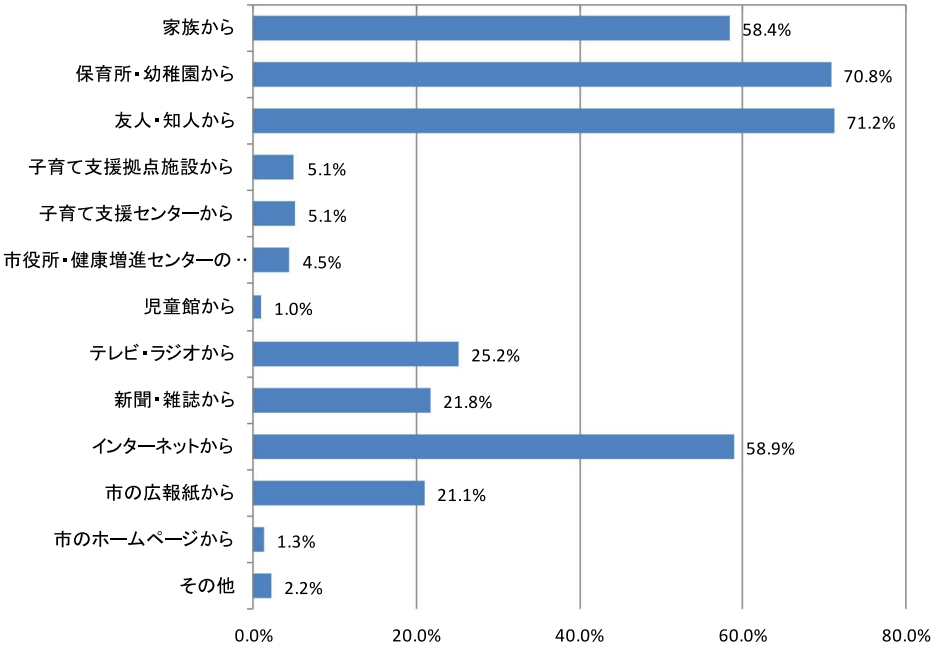

◆子育てに関する悩みや気になることについて

「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」がともに40%弱と多くなっています。

次いで、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が29.9%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」が23.2%となっており、前回調査と同様の結果となっています。

子育てに対する不安や負担感を軽減する支援策が必要です。

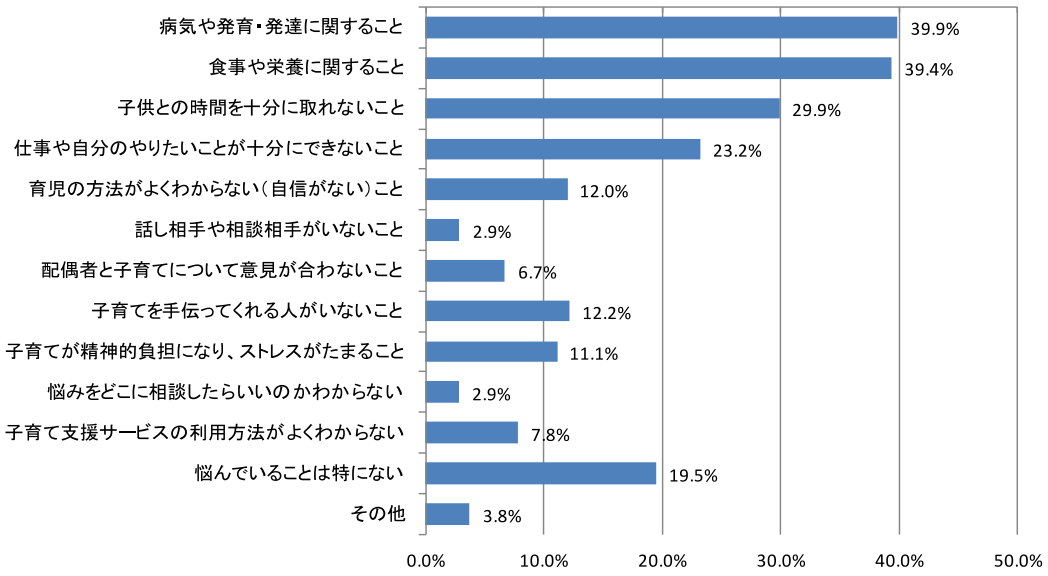

◆子育て支援環境の充実のために必要な支援策について

「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所をもっと身近に増やして欲しい」、「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所が欲しい。」が、ともに70%を超えています。

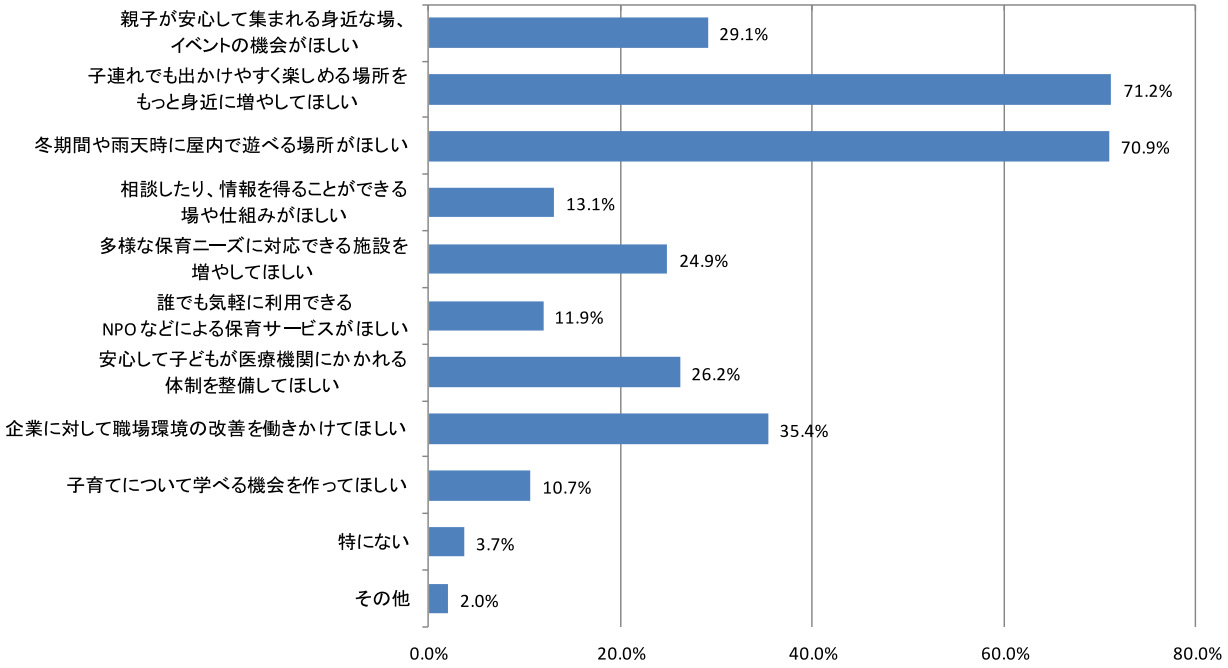

◆保護者の就労状況について

父親の9割がフルタイムで就労しています。

母親は、約半数がフルタイムで就労しており、次いでパート・アルバイトの割合が多くなっています。

「産休等で休業中」の方もフルタイム・パート合わせて12.1%、「以前は就労していたが現在は就労していない」方も12.0%おり、出産等により休業や退職される方も多いことがうかがえます。

母親の就労状況

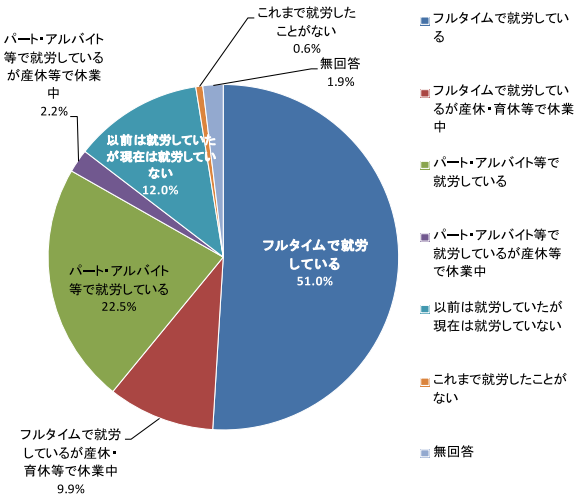

父親の就労状況

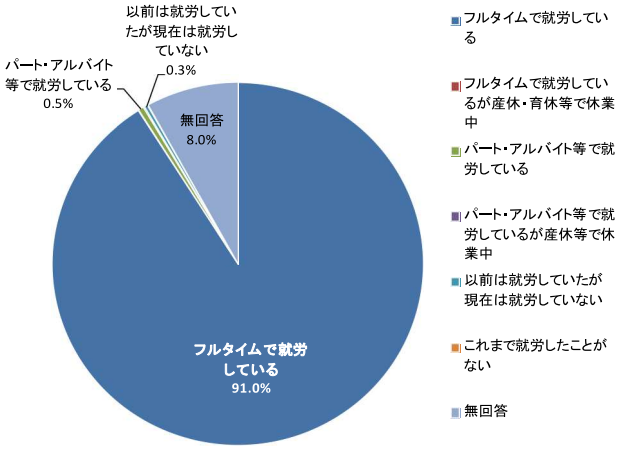

就労日数は、父母ともに「週5日」が最も多くなっています。

就労時間は、父母ともに「8時間」が多くなっていますが、母親については「6時間未満」も23.1%となっています。

母親の就労日数

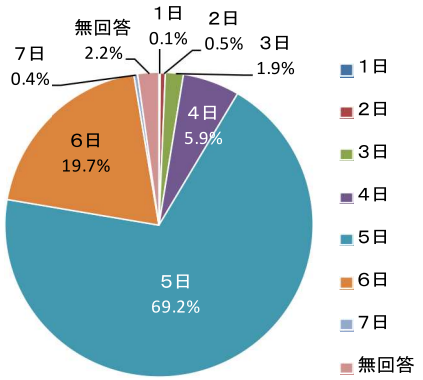

父親の就労日数

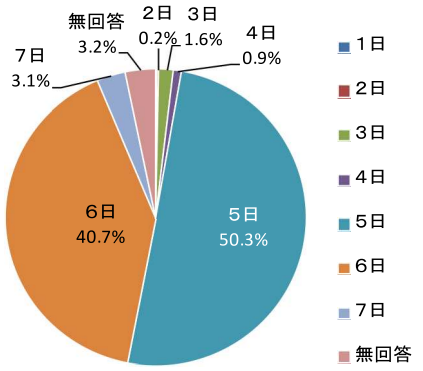

母親の就労時間

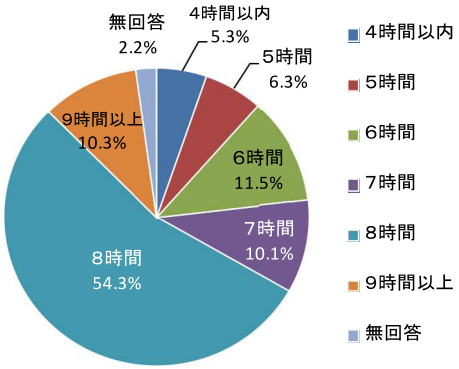

父親の就労時間

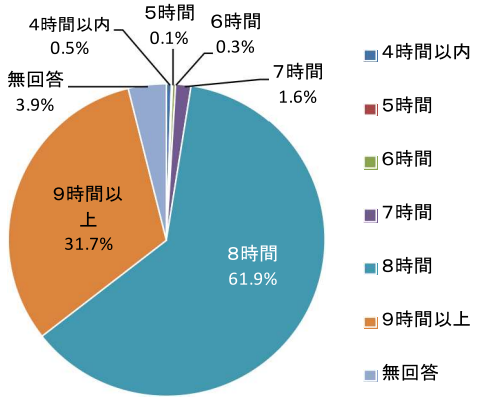

◆母親の就労希望について

現在就労していない母親のうち、74.6%は「すぐにでも」あるいは「子どもの年齢次第で」就労したいと回答しています。

「子どもの年齢次第」と回答した母親の33.3%は「子どもが3歳になったら就労したい」と回答しており、教育・保育ニーズが高まることが予想されます。

また、25.6%の方は、「子どもが７歳以上になったら就労したい」と回答しており、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用希望が増えることも予想されます。

就労したいという希望はありますか？（母親）

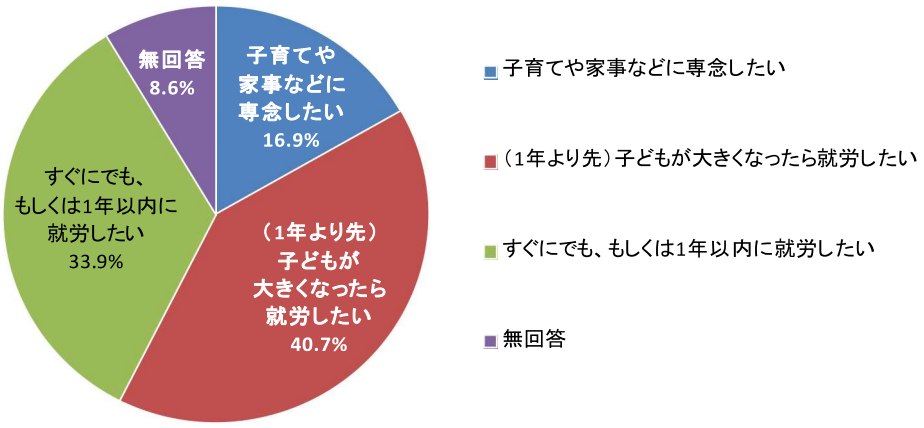

一番下の子どもが何歳になったら就労したいですか？（母親）

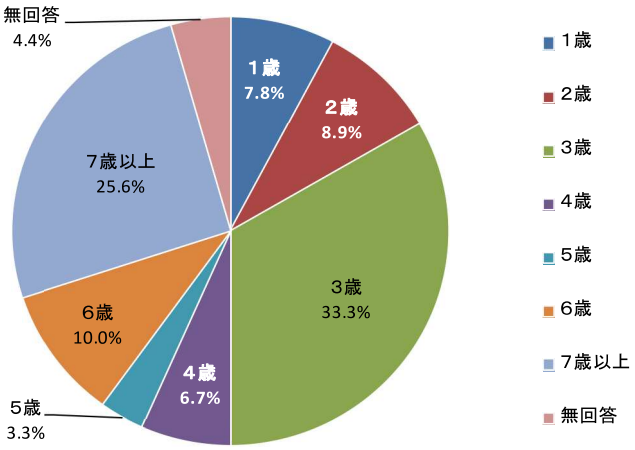

◆子どもの教育・保育事業の利用状況について

現在、保育園などの教育・保育事業を定期的に利用している世帯は78.9%となっており、前回調査より2.5ポイント上昇しています。

利用している理由としては、「保護者が就労しているため」が89.6%と最も多く、次いで、「子どもの教育や発達のため」が56.1%となっています。

利用していない世帯は、20.1%となっており、内訳を見ると、「保護者や祖父母等が子どもをみることができるため」が65.7%と多くなっています。

一方、利用は希望するものの、「教育・保育施設に空きがない」が17.8%で、前回調査より2.0ポイント上昇しています。特に、「教育・保育施設に空きがない」ため利用できない1歳児が58.1%と多く、前回調査より1.7ポイント上昇しています。育休後のスムーズな職場復帰のためにも、何らかの支援策が必要です。

「子どもが小さいため、今後利用したい」は39.1%で、前回調査より2.6ポイント減少してます。出産や育休後に子どもを預けて、復職や就職をする方が増えていることがわかります。

「定期的な教育・保育の事業」の利用について

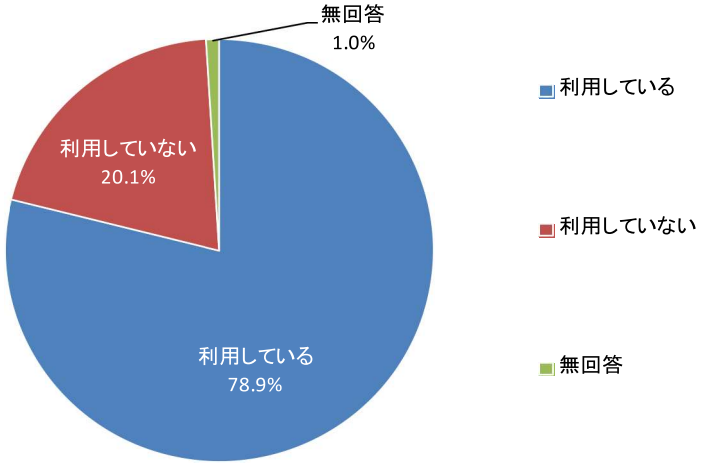

教育・保育事業を利用されている理由

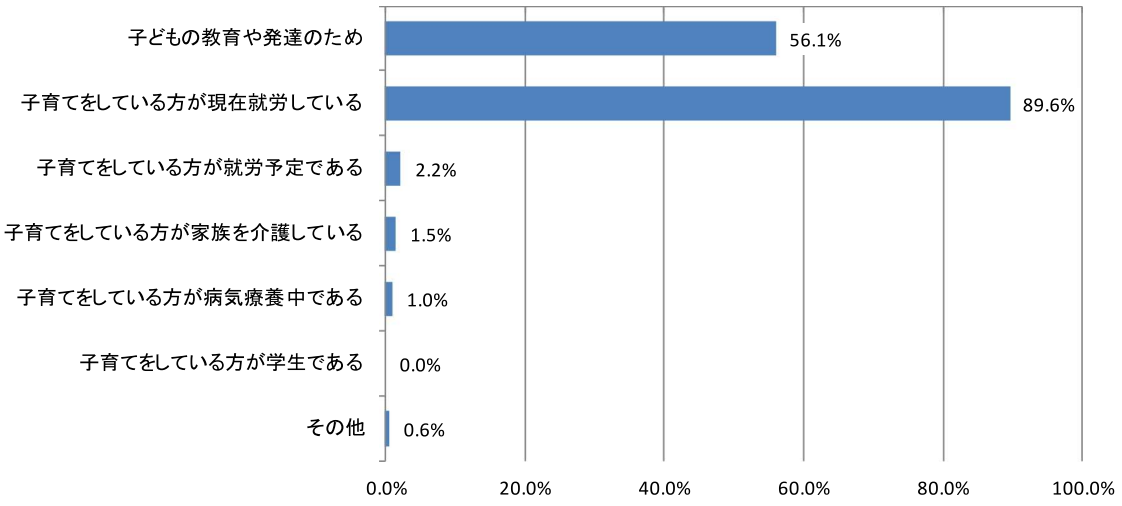

教育・保育事業を利用していない理由

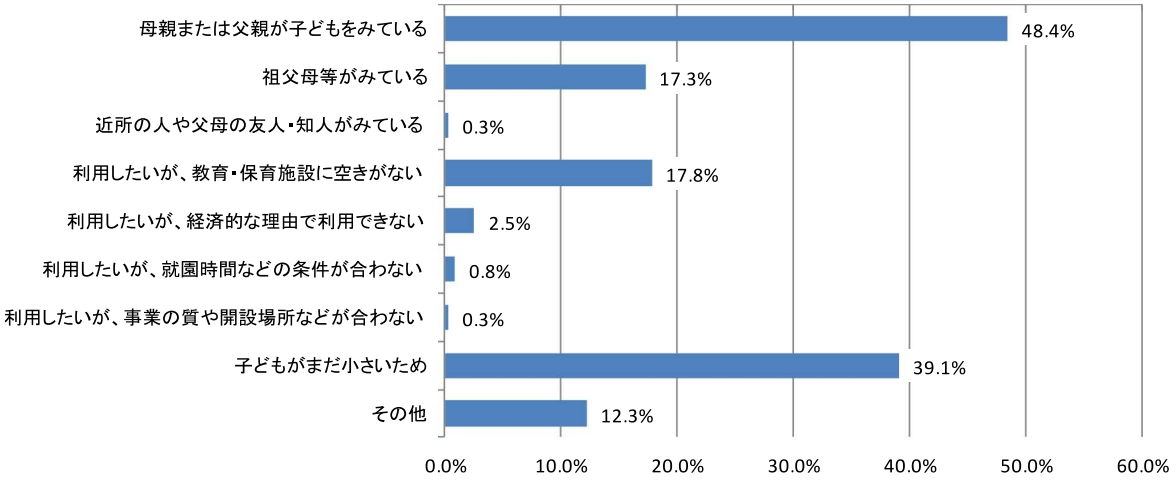

教育・保育施設に空きがないため、事業を利用していない方の割合は、０歳児が32.3%、1歳児が58.1%となっており、産休・育休後の職場復帰や就労が難しくなっていることがわかります。

「利用したいが教育・保育施設に空きがない」を選んだ方のお子さんの年

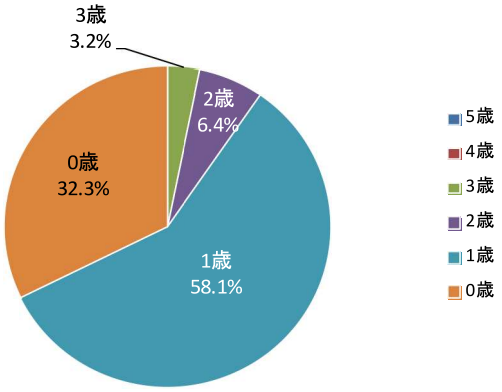

◆定期的に利用したい教育・保育事業について

認定こども園（保育部分）が56.1%で最も多く、次いで認可保育園が51.8%、認定こども園（教育部分）が22.3%となっています。

前回調査よりも認定こども園の設置数が増えたことで、利用を希望する割合が33.7%から大きく増加しています。

「定期的に」利用したいと考える事業について

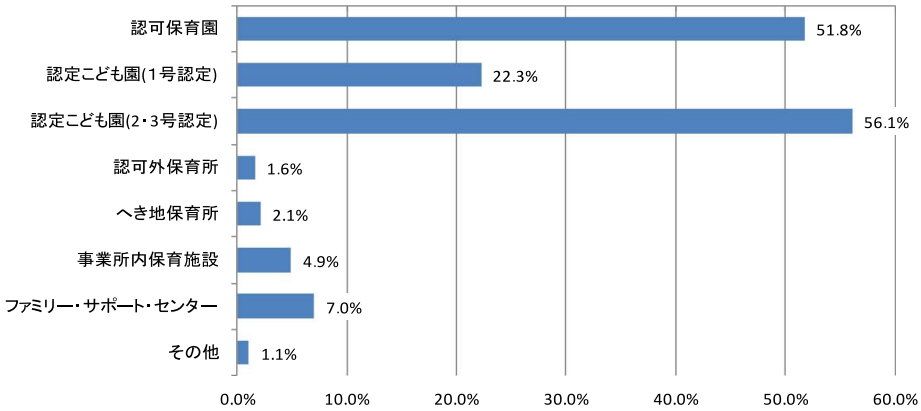

◆教育・保育事業を利用したい場所について

大曲地域の大曲小学校区を希望する方が25.3％で最も多くなっています。大曲地域を希望する方は52.5％となっています。次いで、中仙地域（9.1％）、仙北地域（6.6％）、西仙北地域（6.5％）が多くなっています。

お住まいやお勤め先の地域を希望する方が多いことがうかがえます。

教育・保育事業を利用したい場所について

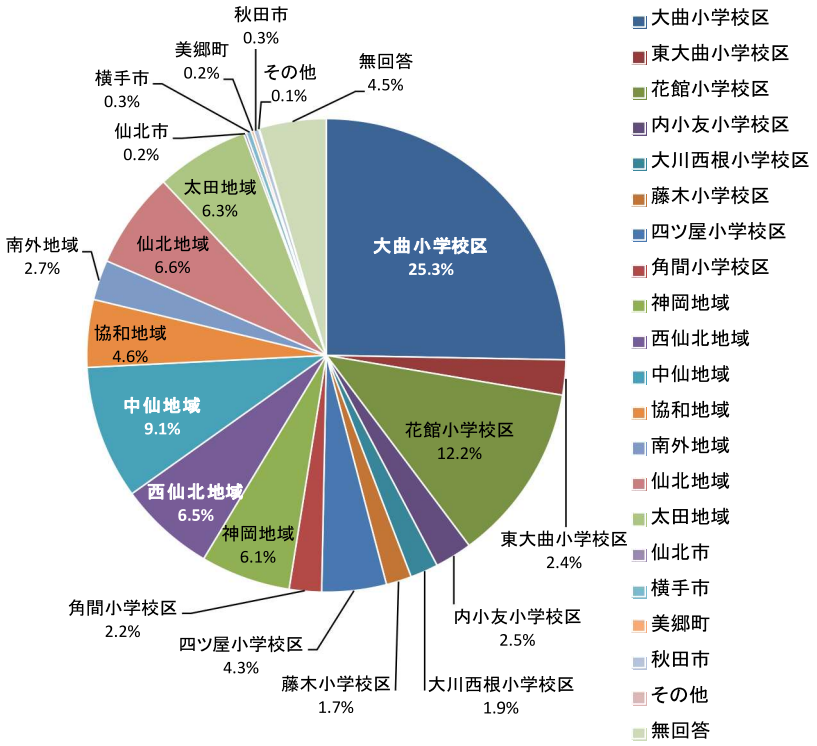

◆土曜・休日や長期休業中の幼稚園・保育園の利用希望について

土曜日の教育・保育施設の利用については、「ほぼ毎週利用したい」が30.1％、「月に1～2回は利用したい」が35.6％となっています。「利用する必要はない」方も32.0％となっています。

休日の利用については、「利用する必要はない」が65.6％と最も多くなっています。

「月に1～2回は利用したい」が26.9％となっており、「ほぼ毎週利用したい」は3.4％にとどまっています。

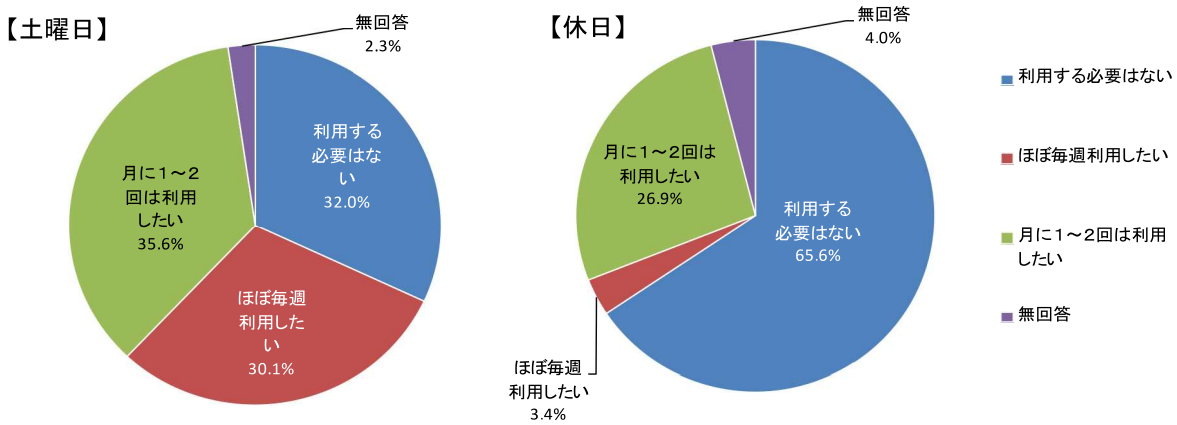

◆小学校就学後の放課後の過ごし方について

低学年では、「放課後児童クラブ」が23.7％と最も多くなっており、次いで「自宅」が16.9％となっています。

高学年では、「自宅」が23.3％で最も多くなり、次いで「習い事」が17.3％となります。「放課後児童クラブ」は13.4％となり、多様な放課後の過ごし方を希望していることがわかります。

低学年、高学年とも、「放課後児童クラブ」で１週あたりに過ごさせたい日数は、「５日」が最も多く、次いで「６日」となっています。

高学年は、低学年に比べて、「２日」や「３日」も多くなっていることから、習い事などで放課後を過ごすことを希望している方も多くなっています。

○放課後を過ごさせたい場所

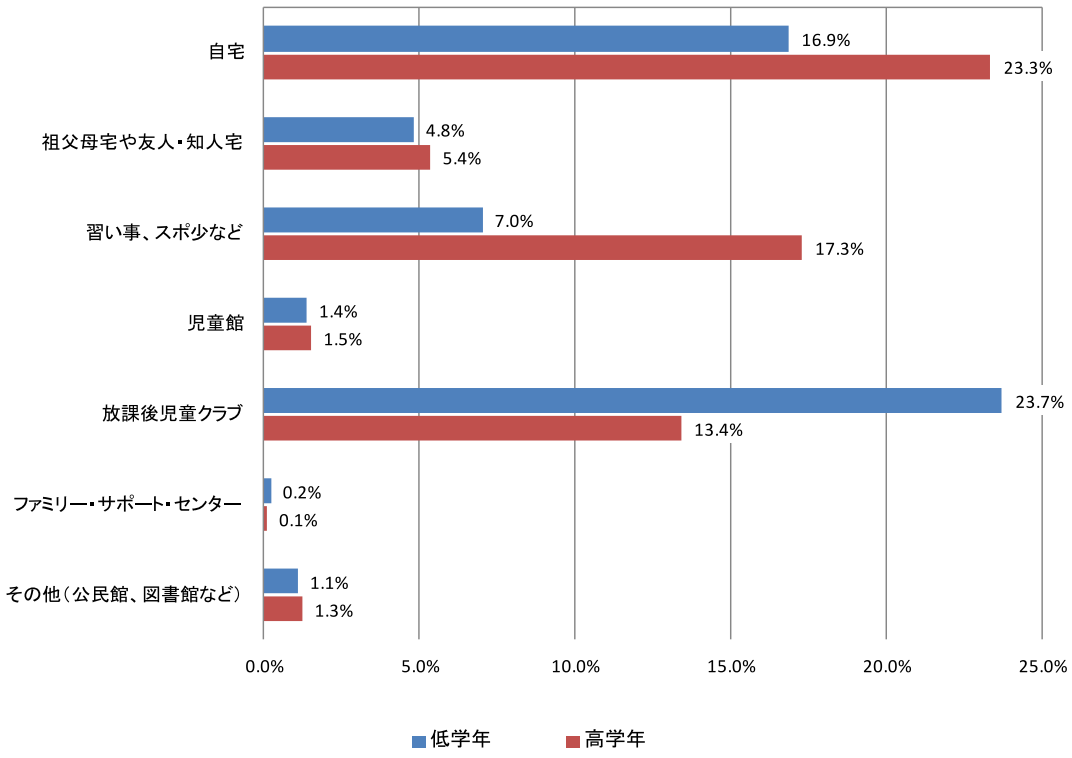

○「放課後児童クラブ」で過ごす、１週あたりの日数

【　低学年　】

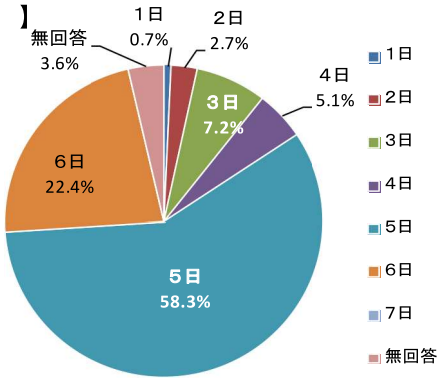

【　高学年　】

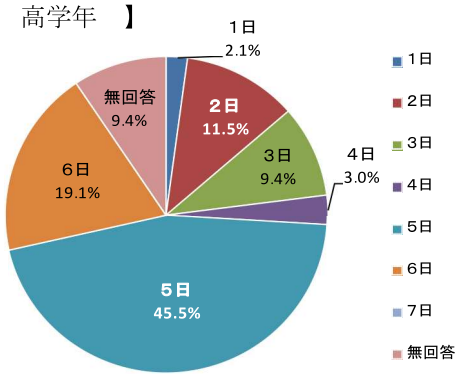

◆土曜・休日や長期休業中の放課後児童クラブの利用希望について

土曜日の利用については、低学年の間は利用したい方が36.9%、高学年になっても利用したい方が19.6%となっています。

日曜・祝日の利用については、低学年の間は利用したい方が13.1%、高学年になっても利用したい方が8.1%となっている一方、利用する必要がない方は68.2%となっています。

長期休業中の利用については、低学年の間は利用したい方が47.7%、高学年になっても利用したい方が35.9%となっています。

長期休業中に利用したい方の割合が高くなっています。

【　土曜日　】

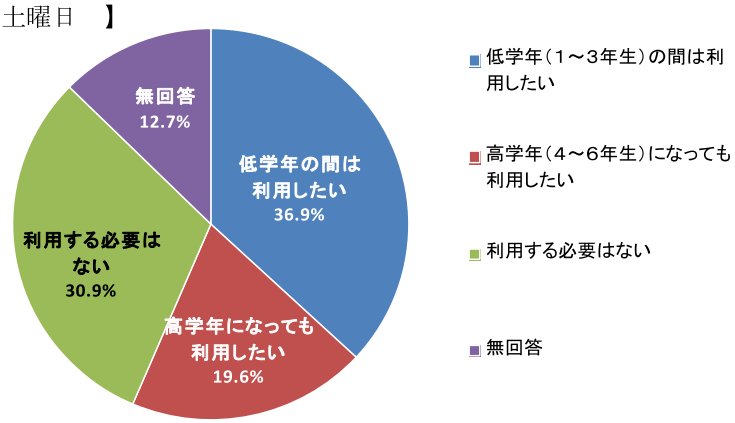

【　日曜・祝日　】

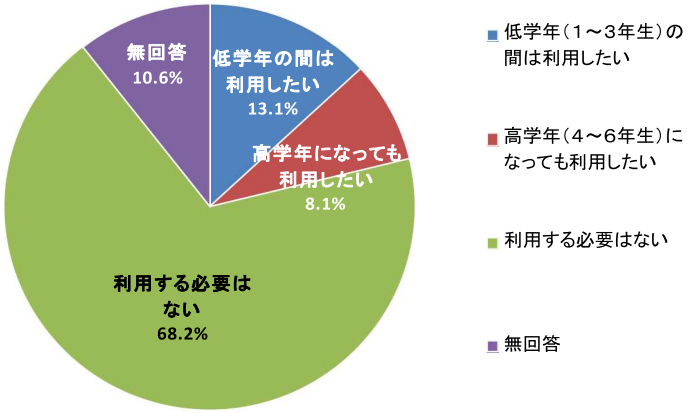

【　長期休業中　】

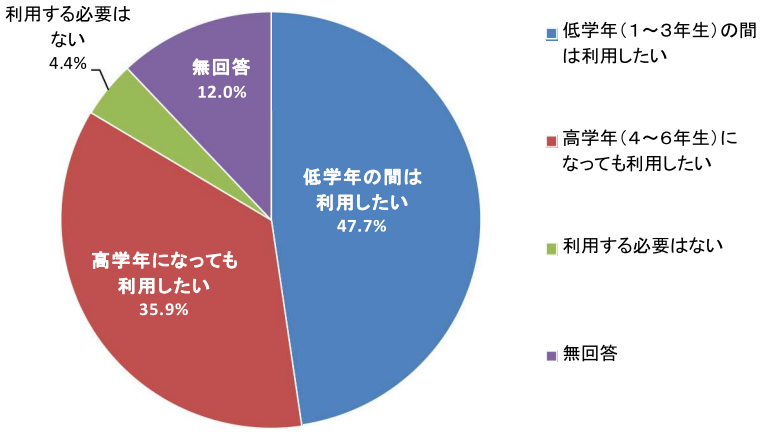

◆子育て環境や支援についての満足度について

「ふつう」未満の不満を持った方は27.3%となっています。最高評価を付けた方は3.3%となっていますが、「ふつう」以上の評価は60.8%となっており、全体的な評価として問題はない、概ね満足しているという回答が多くなっています。

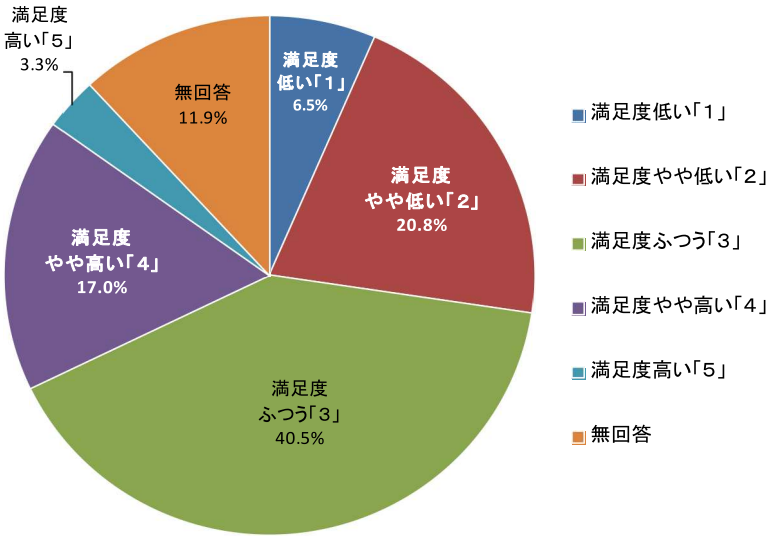

４．第1期計画の実施状況

			目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
教育・保育事業			**29か所**	29か所	30か所	30か所	28か所	26か所
	1号	利用児童数	200人	253人	214人	192人	185人	156人
		確保の方策	235人	300人	315人	250人	230人	215人
		過不足	35人	47人	101人	58人	45人	59人
	2号	利用児童数	1,262人	1,392人	1,360人	1,329人	1,316人	1,355人
		確保の方策	1,329人	1,376人	1,378人	1,383人	1,341人	1,346人
		過不足	67人	△ 16人	18人	54人	25人	△ 9人
	3号（1・2歳）	利用児童数	763人	773人	775人	794人	793人	753人
		確保の方策	828人	770人	818人	792人	770人	754人
		過不足	65人	△ 3人	43人	△ 2人	△ 23人	1人
	3号（0歳）	利用児童数	317人	178人	213人	183人	182人	177人
		確保の方策	312人	278人	302人	276人	230人	224人
		過不足	△ 5人	100人	89人	93人	48人	47人
延長保育事業			**19か所**	20か所	22か所	22か所	21か所	21か所
一時保育事業			**25か所**	25か所	27か所	27か所	25か所	25か所
休日保育事業			**1か所**	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
夜間保育事業			**1か所**	0か所	1か所	1か所	1か所	0か所
病児保育事業（施設型）								
	設置箇所数		**3か所**	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	利用児童数		**860人**	566人	612人	428人	595人	700人

	目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）						
設置箇所数	**26か所**	21か所	25か所	25か所	26か所	26か所
利用児童数	**843人**	798人	901人	919人	981人	1,053人
ファミリー・サポート・センター事業	**400人**	406人	360人	348人	366人	362人
ファミリー会員	300人	299人	261人	253人	275人	273人
サポート会員	100人	93人	86人	83人	78人	76人
両方会員	－	14人	13人	12人	13人	13人
利用者支援事業	**3か所**	0か所	0か所	0か所	0か所	3か所
地域子育て支援センター事業	**8か所**	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
ふれあいセンター事業（子育て支援拠点事業）	**3か所**	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※1　教育・保育事業の利用児童数は、各年4月1日現在の人数

※2　病児保育事業、放課後児童クラブの利用者数、ファミリー:サポート・センター事業の会員数は、各年度の実績（令和元年度は実績見込み）

平成27年度から令和元年度までの第1期計画では、概ねニーズを上回る確保の方策を設定することができました。

ただし、教育・保育事業では、利用ニーズが利用定員数を上回る部分もあり、特に0歳児については、年度途中に利用定員を超える申込みがあるため、今後も計画的な拡充が必要です。

夜間保育事業については、平成28年度から実施しましたが、利用者数が少なかったことから、平成30年度で終了しました。

利用者支援事業については、子育て包括支援室及び健康増進センターの3か所の保健師が対応し、妊娠期から子育て期に至るまで、一括して支援を行えるように配慮しました。

第1期計画期間中の事業の実施状況と、子育て世帯を対象に実施したニーズ調査の結果を基に、第2期計画を策定しました。

第3章　大仙市における子ども･子育て支援の基本理念

１．基本理念

子どもがこころ豊かで健やかに育ち、
安心して子育てができるまち

大仙市総合計画を踏まえて設定した「次世代育成支援行動計画」の基本理念を引継ぎ、子どもが大らかでこころ豊かに明るくのびのびと育つまち、また、子どもを育てる環境、子どもが育つ環境を整備し、子育てが楽しいまちを目指すものです。

２．基本目標

本計画は、基本理念の実現を目指して、以下の５つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援の展開を図ります。

（1）就学前教育・保育事業の充実を図ります。

教育･保育事業の利用を望む全ての子育て家庭が事業を利用できるよう、認定こども園、保育園などの量的な充実を図るとともに、研修などを通して教育・保育の質の向上を図ります。特に、利用ニーズが高まっている０、１歳児の入所について、保育士等の確保を進め、年度途中の入所にも対応できるよう方策を進めます。

（2）子ども・子育てを支える環境づくりを進めます。

全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができ､子どもとともに親も成長できるよう、子育て家庭が抱える不安や負担感の軽減を図るための環境づくりや、親の成長を促すための支援を推進します。

また、子育てを支援する地域の力の向上を図るため、地域の子育て支援に関する関係機関や団体などのネットワークの連携を強化するとともに、地域の人材を活用し、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

（３）安心して妊娠・出産・子育てができる保健・医療体制を充実させます。

妊娠から出産まで、全ての妊婦が健診や相談がしやすく、安全で健康に暮らすことができるよう、切れ目のない支援を推進します。

（４）子育てと仕事を両立させやすい環境づくりを推進します。

育児休業の取得や短時間勤務制度の導入など、子育てと仕事の両立がしやすい体制づくりを事業者へ働きかけるとともに、一時預かりなどの子育て支援事業の充実を図ります。

（５）子どもの幸せを最大限に尊重した支援を推進します。

子どもの人としての権利や自由が尊重されるよう、「大仙市子ども条例」に基づき、全ての子どもの権利保障を推進します。

また、関係機関等と連携し、児童虐待の防止への取り組みを進めるとともに、障がいがある子どもやひとり親家庭など、支援の必要性が高い子どもの受け入れを行い、保護者からの相談への対応や、助言、指導などの体制づくりに努めます。

３．教育・保育の提供区域

大仙市は平成17年3月に8市町村が合併して誕生しました。

認定こども園や保育園等の教育・保育施設や、子育て支援拠点施設などの利用者は、おおむね旧市町村に設置された近隣の施設を利用しているため、本計画では次のとおり、教育・保育提供区域を旧市町村単位の8区域と設定します。

なお、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「利用者支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」は、教育・保育提供区域を大仙市全域とし、一体的に事業を実施します。

地域名	地域の状況等			
	実施事業名	箇所数	実施事業名	箇所数
大曲地域	市内の子育て世帯の約半数が居住しています。 核家族世帯が他地域に比べて多く、今後も増加が見込まれるため、多様な保育ニーズに対応する必要があります。例年、地域中心部の保育園には入所申込が殺到するため、調整が必要となっています。 子育て支援拠点施設、病児保育施設を設置し、主に市中央部の利用者を受け入れています。 ファミリー・サポート・センター事業のセンターを設置し、市内全域の会員相互の調整を行っています。 各小学校ごとに放課後児童クラブを設置しています。利用ニーズに合わせて、実施箇所の増加や定員の拡充を行っています。			
	認定こども園	3	子育て支援拠点施設	1
	保育園	11	子育て支援センター	3
	地域型保育施設	2	病児保育事業	1
	認可外保育施設	2	利用者支援事業	1
	一時保育事業	16	ファミリー・サポート・センター事業	1
	延長保育事業	13	放課後児童クラブ	17
神岡地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 施設内に子育て支援センターを設置し、地域の子育て支援拠点としての役割も担っています。 放課後児童クラブは、利用ニーズに対応するため、1か所で2施設単位で行われています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	1	放課後児童クラブ	1
	延長保育事業	1		

地域名	地域の状況等			
	実施事業名	箇所数	実施事業名	箇所数
西仙北地域	認定こども園、認可保育園がそれぞれ1園ずつ設置されています。 他にも、子育て支援拠点施設が1か所、病児・病後児保育施設が1か所設置され、西部地区の子育て支援拠点となっています。 放課後児童クラブは、高学年の利用ニーズに対応するため、2か所で行われています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	保育園	1	病児保育事業	1
	一時保育事業	2	利用者支援事業	1
	延長保育事業	2	放課後児童クラブ	2
	子育て支援拠点施設	1		
中仙地域	認定こども園、認可保育園がそれぞれ1園ずつ設置されています。 認定こども園は、子育て支援センター機能も兼ねており、子育てに関する相談を受け付けるなど、地域の子育て拠点施設として機能しています。 市民会館内に子育て支援拠点が開設されており、地域及び近隣地域の子育て親子の交流の場となっています。 小学校が4校ありますが、放課後児童クラブは1か所で行われており、ワゴン車等による送迎が行われています。			
	認定こども園	1	子育て支援拠点施設	1
	保育園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	2	利用者支援事業	1
	延長保育事業	2	放課後児童クラブ	1
協和地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 施設内に子育て支援センターを設置し、地域の子育て支援拠点としての役割も担っています。 小学校の余裕教室を活用して、放課後児童クラブを設置しています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	1	放課後児童クラブ	1
	延長保育事業	1		
南外地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 施設内に子育て支援センターを設置し、地域の子育て支援拠点としての役割も担っています。 小学校の余裕教室を活用して、放課後児童クラブを設置しています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	1	放課後児童クラブ	1
	延長保育事業	1		
仙北地域	既存の幼稚園・保育園を活かした、2施設からなる認定こども園が開園しています。園舎が離れているため、互いに連携して、一体的な教育・保育を行っています。 大曲地域に隣接しているため、大曲地域からの利用者も多くなっています。 小学校2校にそれぞれ児童クラブを設置し、児童を受け入れています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	1	放課後児童クラブ	2
	延長保育事業	1		
太田地域	既存の幼稚園・保育園を活かした、2施設からなる認定こども園が開園しています。 病児・病後児保育施設が設置され、主に東部地区の児童の受入を行っています。 地域に小学校が3校ありますが、児童クラブは1か所に設置し、ワゴン車等による送迎が行われています。			
	認定こども園	1	子育て支援センター	1
	一時保育事業	1	病児保育事業	1
	延長保育事業	1	放課後児童クラブ	1

４．計画の体系

:子ども･子育て支援法に基づく必須記載項目
:子ども･子育て支援法に基づく任意記載項目
:次世代育成支援対策推進法に基づく記載項目
:大仙市子ども条例に基づく記載項目

Ⅰ　就学前教育･保育事業の充実

- １　教育・保育事業の充実
  - （１）教育・保育事業の充実
  - （２）多様な保育ニーズに対応した事業の充実
- ２　経済的負担の軽減
  - （１）児童手当等の支給
  - （２）保育料の負担の軽減
- ３　教育・保育の一体的な提供
  - （１）認定こども園の普及
  - （２）小学校との連携の強化

Ⅱ　子育て支援事業の充実

- １　地域における子育て支援サービスの充実
  - （１）子育て支援活動拠点の整備
  - （２）ファミリー・サポート・センター事業
  - （３）相談・支援体制の充実
- ２　子育て支援体制の充実
  - （１）子育て支援団体等への情報提供、支援
  - （２）地域の人材の活用、参画の推進
  - （３）親子を見守り支える ネットワークづくりの推進
- ３　児童の健全育成
  - （１）安全・安心な居場所づくりの推進

Ⅲ　母性及び児童の健康確保及び増進

- 1　妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
  - （1）情報提供・相談事業の充実
  - （2）妊婦健診・乳幼児健診の充実

Ⅳ　職業生活と家庭生活の両立

- 1　仕事と生活の調和の実現
  - （1）事業者への広報啓発・情報提供
  - （2）子育てしやすい働き方の推進
  - （3）多様な働き方に対応した子育て支援の展開

Ⅴ　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

- 1　児童虐待防止対策の充実
  - （1）子どもの権利擁護
  - （2）児童虐待防止対策の充実
  - （3）虐待保護・支援・アフターケアの推進
  - （4）子どもの虐待知識等についての情報提供
- 2　ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - （1）自立・就業支援
  - （2）経済的支援
- 3　障がい児施策の推進
  - （1）障がいのある子どもの受入体制の整備
  - （2）就学指導・相談の充実
  - （3）保健・医療、福祉、教育機関の連携

５．子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から働きかけようとする力を持っています。

発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく課程です。

成長に伴い、行動範囲が広がると、親や祖父母などの身近な大人だけでなく、同世代の子どもや地域の大人との関わりが多くなっていきます。自我が育ち、自己主張することも多くなり、他人と衝突することも多くなりますが、周りの大人が愛情を持って受け止めることで、子どもは自分に自信を持つことができます。

６．子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

大仙市では、国が示した基本指針の「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という理念にのっとり、各種の子ども・子育て事業において子育てを代行するのではなく、保護者が子育てに関する責任を果たすことや子どもの成長に感動することなど、子育ての権利を享受することができるよう、地域全体で保護者を支えることを目指し、事業の整備を行います。

７．子ども・子育て支援に関する各自の責務、役割

「大仙市子ども条例」に明記した市の責務及び子ども・子育て支援に関わる全ての人に役割を与え、子どもの育ちを多くの人がサポートする体制づくりを進めます。

（１）市の責務

市は、子ども及び子育て支援に関する施策の推進に努めるとともに、関係する団体及び機関と連絡調整し、相互に連携して子育て支援に取り組む環境の整備に努めます。

市は、子ども及び子育て支援に関する施策の目的及び内容を、遅滞なく市民に周知します。

（２）保護者の役割

保護者は、子育ての第一の責任者としての自覚を持ち、子どもの健やかな成長を促すために、次に掲げる役割を果たすよう努めます。

・子どもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行うこと。
・基本的生活習慣及び社会のきまりを自ら守りながら、これを子どもに身につけさせること。
・子どもの発達の段階に応じて子どもの権利を守るための支援を行うこと。

（３）学校等関係者の役割

学校等関係者は、学校等が集団生活を通して子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めます。

・子どもの一人ひとりの発達の段階に応じて子どもの社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育むこと。
・子どもが命の大切さを学び自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援すること。
・子どもが安心して育ち学ぶことができるように、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めること。
・いじめや虐待等の予防に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見及び早期解決を図ること。

（４）地域住民の役割

地域住民は、地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めます。

・家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進すること。
・地域行事や体験活動を行い、子どもが地域社会の一員として参加できる場を提供すること。
・地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、大人と子どもが触れ合う場を提供すること。

（５）事業者の役割

事業者は、子育て中の労働者が男女を問わず、不安無く子育てに向き合えるよう、次に掲げる役割を果たすよう努めます。

・職場全体の長時間労働の是正や、労働者本人の希望による短時間勤務への移行など、家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような環境づくりをすること。
・育児休業などの労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮すること。
・若年者の安定就労や育休後の職場復帰支援等、継続的な雇用の維持を図ること。

（６）子どもの役割

子どもは、心豊かにたくましく健やかに成長するため、次に掲げる役割を果たすよう努めます。

・子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを持ち、相手の権利を尊重すること。
・いじめをしないこと。
・いじめを受けた又は発見した場合は、保護者又は学校等関係者に報告及び相談をすること。
・市及び学校が開催する子どもに関する事業や地域の行事へ参加すること。

【子ども・子育てに関わる全ての人の役割】

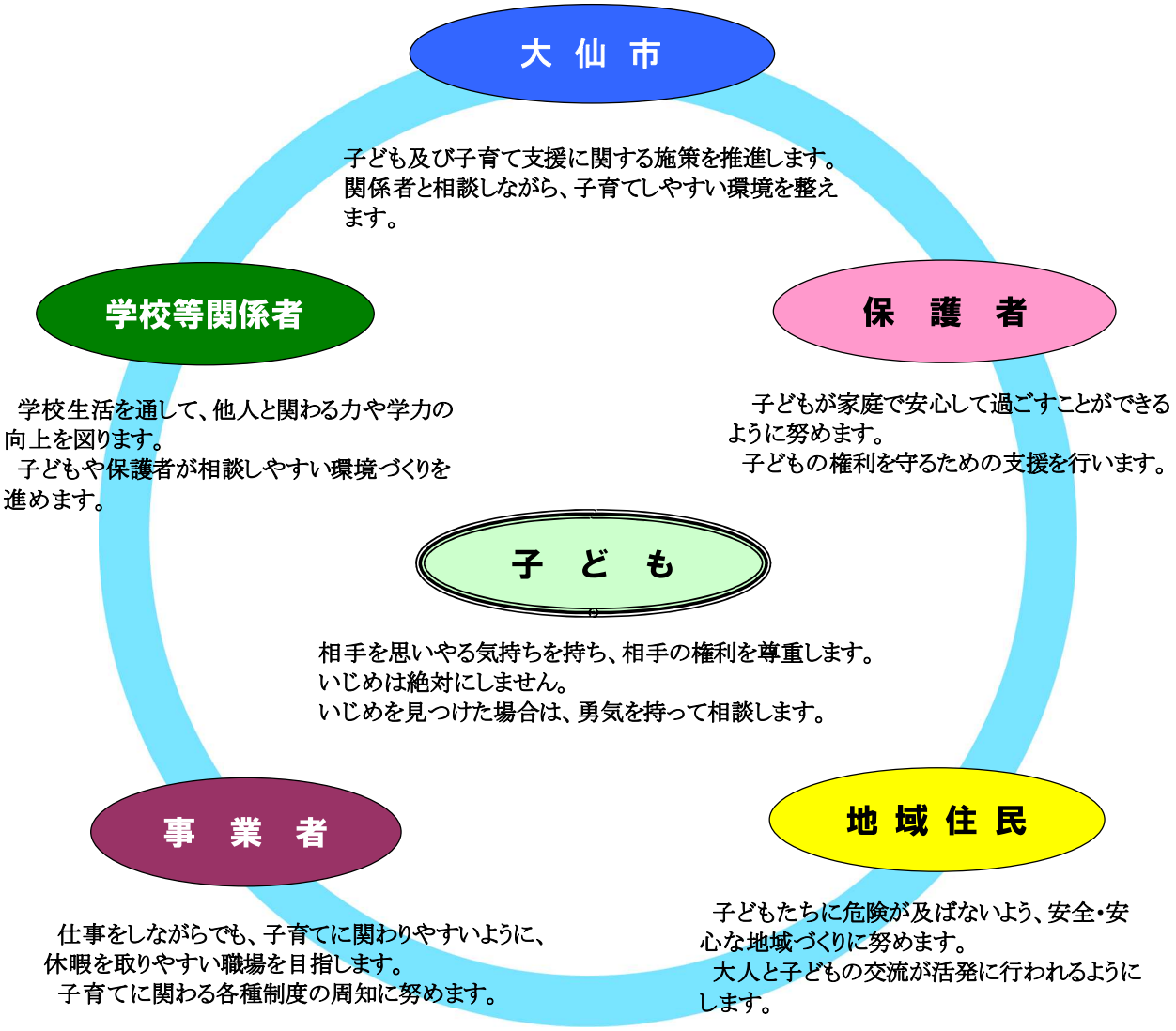

第　2　部

各　　論

第1章　就学前教育･保育事業の充実

１．教育・保育事業の充実

◆現状と課題

核家族化や働く女性の増加に伴い、充実した保育サービスの需要が高まっています。また、サービス業への就労者の増加や、非正規雇用の割合の増加などにより、土・日曜日の勤務や夜勤への対応から、多様な教育・保育事業が求められています。

平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指すとともに、女性活躍のさらなる促進を図るため、女性就業率80％に対応する保育の受け皿を整備することとしており、子育てと仕事を安心して両立できる社会の実現が求められています。

女性の就労意欲は今後もますます高まると予想されることから、出産や育児のために休業した方の職場復帰や、仕事を辞めた方の再雇用対策が必要になります。また、保護者の仕事や社会活動への参加と子育てとの両立を可能にする保育サービスの充実が必要になります。

通常の教育・保育事業に加え、休日保育、夜間保育、延長保育など、就労と子育ての両立を支援する事業の充実を目指します。

(1) 教育・保育事業の充実

保護者の就労状況や利用を希望する施設、お子さんの年齢に応じて、市が下記の 3 つの区分にお子さんを認定します。認定された区分に応じて、保育園・認定こども園等の教育・保育施設を利用することができます。

市が認定した全ての児童が、希望に応じて教育・保育施設を利用できるよう、教育・保育施設の充実を図ります。

・１号認定児童…満３歳以上の児童で、認定こども園（幼稚園部分）などの教育施設の利用を希望。
・２号認定児童…満３歳以上の児童で、保護者の就労など保育が必要な事由に該当し、認定こども園（保育園部分）・保育園などの保育施設の利用を希望。
・３号認定児童…満３歳未満の児童で、保護者の就労など保育が必要な事由に該当し、認定こども園・保育園・小規模保育施設などの保育施設の利用を希望。

○量の見込と確保の方策

【大仙市全域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		111	23	1,273	764	215	105	22	1,220	748	213	106	22	1,207	731	208
		134		1,273			127		1,220			128		1,207		
確保の方策	認定こども園	210	760		417	113	205	903		497	140	200	887		492	146
	保育園		572		348	115		409		294	112		419		294	112
	地域型保育事業				14	5				14	5				14	5
	企業主導型保育事業				3	2				3	2				3	2
	合　計（B）	210	1,332		782	235	205	1,312		808	259	200	1,306		803	265
過不足（B－A）		76		59	18	20	78		92	60	46	72		99	72	57

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		103	21	1,188	720	205	101	21	1,162	705	199
		124		1,188			122		1,162		
確保の方策	認定こども園	180	955		528	162	180	952		524	164
	保育園		362		258	100		367		258	100
	地域型保育事業				14	5				14	5
	企業主導型保育事業				3	2				3	2
	合　計（B）	180	1,317		803	269	180	1,319		799	271
過不足（B－A）		56		129	83	64	58		157	94	72

○各認定区分において、各年度とも利用ニーズを確保の方策（利用定員）が上回っており、利用希望者を十分に受け入れることができる見込みです。

○地域によっては、利用ニーズが確保の方策を上回ってしまうため、地域間での調整が必要です。

○施設の整備や移転改築を進め、各地域で利用ニーズを充足できるよう、定員の増加を図ります。

【大曲地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		85	18	687	428	126	82	18	667	422	126	83	18	678	419	125
		103		687			100		667			101		678		
確保の方策	認定こども園	105	208		111	26	115	361		191	53	115	361		188	56
	保育園		497		313	105		334		259	102		344		259	102
	地域型保育事業				14	5				14	5				14	5
	企業主導型保育事業				3	2				3	2				3	2
	合　計（B）	105	705		441	138	115	695		467	162	115	705		464	165
過不足（B－A）		2		18	13	12	15		28	45	36	14		27	45	40

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		79	17	645	415	124	78	17	639	410	121
		96		645			95		639		
確保の方策	認定こども園	100	429		224	72	100	429		224	72
	保育園		287		223	90		292		223	90
	地域型保育事業				14	5				14	5
	企業主導型保育事業				3	2				3	2
	合　計（B）	100	716		464	169	100	721		464	169
過不足（B－A）		4		71	49	45	5		82	54	48

・１号・２号認定児童については、各年度とも利用ニーズを定員が上回っているため、利用希望者を受け入れることができる見込みです。
・保育施設の新設や既存施設の移転改築、保育所の認定こども園化も計画されており、利用ニーズに応じて、定員の調整を行います。
・地域の中でも利用ニーズにばらつきがあり、特に、地域の中心部の施設に利用希望が集まるため、地域内や他地域と調整する必要があります。

【大曲地域の内訳】

○大曲・東大曲・花館小学校区

		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		80	15	507	323	88	77	15	492	319	88	78	15	500	316	87	75	14	476	314	86	74	14	471	310	84
		95		507			92		492			93		500			89		476			88		471		
確保の方策	認定こども園	100	135		87	18	110	288		167	45	110	288		164	48	95	360		200	60	95	360		200	60
	保育園		335		220	70		172		166	67		182		166	67		125		130	55		130		130	55
	地域型保育事業				9	3				9	3				9	3				9	3				9	3
	企業主導型保育事業				3	2				3	2				3	2				3	2				3	2
	合　計（B）	100	470		319	93	110	460		345	117	110	470		342	120	95	485		342	120	95	490		342	120
過不足（B－A）		5		△ 37	△ 4	5	18		△ 32	26	29	17		△ 30	26	33	6		9	28	34	7		19	32	36

○内小友・大川西根小学校区

		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		3	3	55	32	10	3	3	54	32	10	3	3	54	32	10	2	3	53	30	10	2	3	53	30	10
		6		55			6		54			6		54			5		53			5		53		
確保の方策	認定こども園																									
	保育園		73		36	11		73		36	11		73		36	11		73		36	11		73		36	11
	合　計（B）	0	73		36	11	0	73		36	11	0	73		36	11	0	73		36	11	0	73		36	11
過不足（B－A）		△ 6		18	4	1	△ 6		19	4	1	△ 6		19	4	2	△ 5		20	6	2	△ 5		20	6	2

○藤木・角間川小学校区

		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		0	0	64	39	11	0	0	62	38	11	0	0	63	38	11	0	0	59	38	11	0	0	59	37	11
		0		64			0		62			0		63			0		59			0		59		
確保の方策	認定こども園																									
	保育園		69		39	12		69		39	12		69		39	12		69		39	12		69		39	12
	合　計（B）	0	69		39	12	0	69		39	12	0	69		39	12	0	69		39	12	0	69		39	12
過不足（B－A）		0		5	0	1	0		7	1	1	0		6	1	1	0		10	1	1	0		10	2	1

○四ツ屋小学校区

		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		2	0	61	34	17	2	0	59	33	17	2	0	61	33	17	2	0	57	33	17	2	0	56	33	16
		2		61			2		59			2		61			2		57			2		56		
確保の方策	認定こども園	5	73		24	8	5	73		24	8	5	73		24	8	5	69		24	12	5	69		24	12
	保育園		20		18	12		20		18	12		20		18	12		20		18	12		20		18	12
	地域型保育事業				5	2				5	2				5	2				5	2				5	2
	合　計（B）	5	93		47	22	5	93		47	22	5	93		47	22	5	89		47	26	5	89		47	26
過不足（B－A）		3		32	13	5	3		34	14	5	3		32	14	5	112		32	14	9	115		33	14	10

【神岡地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		6	0	78	49	10	5	0	75	48	10	5	0	74	46	10
		6		78			5		75			5		74		
確保の方策	認定こども園	15	80		50	10	15	80		50	10	10	80		50	10
	保育園															
	合　計（B）	15	80		50	10	15	80		50	10	10	80		50	10
過不足（B－A）		9		2	1	0	10		5	2	0	5		6	4	0

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		5	0	73	45	10	5	0	69	44	10
		5		73			5		69		
確保の方策	認定こども園	10	80		50	10	10	80		50	10
	保育園										
	合　計（B）	10	80		50	10	10	80		50	10
過不足（B－A）		5		7	5	1	5		11	6	1

・教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・１号・２号認定については、各年度とも利用ニーズを定員が上回っており、利用希望者を受け入れることができる見込です。
・３号認定児童は、必要に応じて定員の変更を行います。

【西仙北地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		3	0	89	47	10	3	0	90	46	10	3	0	78	44	10
		3		89			3		90			3		78		
確保の方策	認定こども園	10	60		40	10	5	60		40	10	5	55		40	10
	保育園		30		15	5		30		15	5		30		15	5
	合　計（B）	10	90		55	15	5	90		55	15	5	85		55	15
過不足（B－A）		7		1	8	5	2		0	9	5	2		7	11	6

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		3	0	75	42	9	3	0	73	40	8
		3		75			3		73		
確保の方策	認定こども園	5	55		40	10	5	52		36	12
	保育園		30		15	5		30		15	5
	合　計（B）	5	85		55	15	5	82		51	17
過不足（B－A）		2		10	13	6	2		9	11	9

・地域の２施設のうち、１施設は認定こども園として運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・教育施設の利用ニーズも一定数あるため、認定こども園で受け入れを行います。
・各年度とも、概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【中仙地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		6	1	120	70	17	5	1	110	67	16	5	1	118	65	16
		7		120			6		110			6		118		
確保の方策	認定こども園	10	105		45	15	10	95		45	15	10	95		45	15
	保育園		45		20	5		45		20	5		45		20	5
	合　計（B）	10	150		65	20	10	140		65	20	10	140		65	20
過不足（B－A）		3		30	△ 5	3	4		30	△ 2	4	4		22	0	4

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		6	1	122	63	15	5	1	117	60	15
		7		122			6		117		
確保の方策	認定こども園	10	95		45	15	10	95		45	15
	保育園		45		20	5		45		20	5
	合　計（B）	10	140		65	20	10	140		65	20
過不足（B－A）		3		18	2	5	4		23	5	6

・地域の２施設のうち、１施設は認定こども園として一体的に運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・利用ニーズに応じて、定員の調整を行います。

【協和地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		0	0	58	32	12	0	0	54	30	12	0	0	52	29	11
		0		58			0		54			0		52		
確保の方策	認定こども園	10	58		30	12	5	58		30	12	5	58		30	12
	保育園															
	合　計（B）	10	58		30	12	5	58		30	12	5	58		30	12
過不足（B－A）		10		0	△ 2	0	5		4	0	0	5		6	1	1

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		0	0	51	29	11	0	0	49	27	10
		0		51			0		49		
確保の方策	認定こども園	5	58		30	12	5	58		30	12
	保育園										
	合　計（B）	5	58		30	12	5	58		30	12
過不足（B－A）		5		7	1	1	5		9	3	2

・教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・各年度とも、概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。
・利用ニーズや児童数に合わせて、定員の調整を行います。

【南外地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		2	0	45	27	8	2	0	45	27	8	2	0	40	25	7
		2		45			2		45			2		40		
確保の方策	認定こども園	10	45		27	8	5	45		27	8	5	45		27	8
	保育園															
	合　計（B）	10	45		27	8	5	45		27	8	5	45		27	8
過不足（B－A）		8		0	0	0	3		0	0	0	3		5	2	1

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		2	0	43	25	7	2	0	41	25	7
		2		43			2		41		
確保の方策	認定こども園	5	45		27	8	5	45		27	8
	保育園										
	合　計（B）	5	45		27	8	5	45		27	8
過不足（B－A）		3		2	2	1	3		4	2	1

・教育・保育施設は、認定こども園として一体的に運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・各年度とも概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【仙北地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		6	2	117	69	17	5	2	104	67	16	5	2	101	62	16
		8		117			7		104			7		101		
確保の方策	認定こども園	40	120		70	20	40	120		70	20	40	120		70	20
	保育園															
	合　計（B）	40	120		70	20	40	120		70	20	40	120		70	20
過不足（B－A）		32		3	1	3	33		16	3	4	33		19	8	4

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号 教育ニーズ	2号 その他	3号（1・2歳）	3号（0歳）
利用ニーズ（A）		5	2	107	62	16	5	2	104	62	16
		7		107			7		104		
確保の方策	認定こども園	35	120		70	20	35	120		70	20
	保育園										
	合　計（B）	35	120		70	20	35	120		70	20
過不足（B－A）		28		13	8	4	28		16	8	4

・教育・保育施設は、認定こども園として一体的に運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・各年度とも、概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。
・例年、大曲地域からの利用希望者が多いため、地域の利用動向と調整を図りながら受け入れる必要があります。

【太田地域】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		3	2	79	42	15	3	1	75	41	14	3	1	66	41	14
		5		79			4		75			4		66		
確保の方策	認定こども園	10	84		44	12	10	84		44	12	10	73		42	15
	保育園															
	合　計（B）	10	84		44	12	10	84		44	12	10	73		42	15
過不足（B－A）		5		5	2	△ 3	6		9	3	△ 2	6		7	1	1

		令和5年度					令和6年度				
認定区分		1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）	1号	2号		3号（1・2歳）	3号（0歳）
			教育ニーズ	その他				教育ニーズ	その他		
利用ニーズ（A）		3	1	72	39	14	3	1	70	37	13
		4		72			4		70		
確保の方策	認定こども園	10	73		42	15	10	73		42	15
	保育園										
	合　計（B）	10	73		42	15	10	73		42	15
過不足（B－A）		6		1	3	1	6		3	5	2

・教育・保育施設は、認定こども園として一体的に運営されており、保護者の就労状況等によらず、児童を受け入れることができます。
・各年度とも、概ね利用ニーズを施設定員が上回っていますが、０歳児については、定員の増員が必要です。
・２号認定児童については、利用ニーズや児童数に合わせて、定員の調整を行います。

（２）多様な保育ニーズに対応した事業の充実

保護者の就労形態や就労時間に対応し、仕事と家庭の両立を図るため、以下の事業を行い、子育てをサポートします。

①一時預かり事業

認定こども園の通常の教育時間以外に、保護者の要望に応じて児童を保育する事業。

②一時預かり事業（一時保育事業）

保護者が仕事や用事、リフレッシュなどの理由により、教育・保育施設の日常的な利用の有無にかかわらず、一時的に保育を必要とする、保育園等に入園していない児童を保育園等で保育する事業。

③延長保育事業

保育園の通常の開所時間以外の保育ニーズに対応し、開所前または閉所後など、通常の開所時間以外に保育を実施する事業。

④病児・病後児保育事業

病気療養中あるいは病気の回復期にあって、集団生活が困難な期間について、病院等に付設されたスペースで一時的に保育する事業。

⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産等の事由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

⑥休日保育事業

日曜・祝日等に、保護者の就労等のため保育に欠ける児童を対象に行う事業。

⑦夜間保育事業

夜間の保育需要に対応するため、午前１１時から午後１０時までの概ね１１時間の開所の中で保育を行う事業。

【大仙市全域】

①一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数※1		132人	125人	126人	123人	120人
ニーズ量	年間利用日数※2	168人日	161人日	165人日	160人日	158人日
	一人当たりの年間平均利用日数※3	1.3日	1.3日	1.3日	1.3日	1.3日
確保の方策（実施箇所数）		10か所	12か所	12か所	13か所	13か所

※１　「推計児童数」は教育標準時間認定の推計児童数及び教育ニーズの高い２号認定の推計児童数

※２　「年間利用日数」は「推計児童数」に回答者の利用意向率と利用意向日数を乗じた数

※３　「一人当たりの年間平均利用日数」＝「年間利用日数」÷「推計児童数」

一時的な就労などにより、通常の迎えの時間に間に合わない場合など、1号認定児童の一時保育事業に対しては、一定の利用ニーズがあります。

利用ニーズに対応できるよう、全ての認定こども園で一時預かり事業を実施します。

②一時預かり事業（一時保育事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計在宅児数※1		301人	295人	290人	279人	277人
ニーズ量	年間利用日数※2（A）	14,373人日	13,904人日	13,785人日	13,534人日	13,278人日
	1日あたり人数（B=A／293日）	49人	47人	47人	46人	45人
確保の方策（実施箇所数）		25か所	25か所	25か所	25か所	25か所

※１「推計在宅児数」は０～５歳の推計人口から１～３号認定の児童数を除いた数

※2「年間利用日数」は利用意向がある家庭が希望する年間利用日数

一時保育については、地域内の保育園、認定こども園で実施します。

対象は主として、保育園等に未入所の児童ですが、1号認定児童の土曜日や長期休業中の一時的な預かり保育にも対応します。

③延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 (0～5歳)	2,758人	2,671人	2,632人	2,583人	2,527人
ニーズ量	120人 4.4%	117人 4.4%	115人 4.4%	113人 4.4%	111人 4.4%
確保の方策 (実施箇所数)	22か所	23か所	23か所	23か所	23か所

延長保育事業は、各地域の保育園、認定こども園で実施します。

急な残業や通勤時間の都合などにより、通常の開所時間内に送迎ができない場合に、開所前または閉所後の３０分から１時間、開所時間を延長します。

これまでの利用状況や推計される今後のニーズ量から、実施箇所数は変えずに引き続き実施します。

④病児･病後児保育事業

【大仙市全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 (0～5歳)		2,758人	2,671人	2,632人	2,583人	2,527人
ニーズ量 (延べ人数)	ニーズ調査から算出	5,216人	5,065人	4,950人	4,851人	4,741人
	利用実績から推計※1	680人	680人	680人	680人	680人
確保の方策※2 (実施箇所数)		3,528人	3,528人	3,528人	3,528人	3,528人
		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※１　「利用実績から推計」の値は、H25～H30 年度の利用実績の平均値（538 人）から推計

※２　「確保の方策」の人数は、3 施設の利用定員（14 人）に年間開所日数を乗じて算出

病児・病後児保育事業には、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」があります。

○病児対応型
…児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
○病後児対応型
…児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
○体調不良対応型
…児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。
○非施設型（訪問型）
…児童が「回復期に至らない場合」または「回復期」であるが、集団保育が困難な場合において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

「病児対応型」、「病後児対応型」については、これまでどおり大曲地域（中央部）、西仙北地域（西部）、太田地域（東部）の３箇所に配置し、必要に応じて、施設の定員の見直しを図ります。
「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」は、今後のニーズに基づいて検討します。

⑤子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 (0～5歳)	2,758人	2,671人	2,632人	2,583人	2,527人
ニーズ量	3件	3件	3件	3件	3件
確保の方策 (施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

家庭での保育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
短期入所生活援助事業があります。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）
…保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤等の事由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設において一定期間養育する事業。

⑥休日保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 （0～5歳）	2,758人	2,671人	2,632人	2,583人	2,527人
ニーズ量※ （毎週利用）	94人	91人	89人	88人	86人
	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
確保の方策 （施設数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

日曜・祝日等に、保護者の就労等のため保育に欠ける児童を対象に行う事業です。

ニーズ調査によると、「日曜日・祝日」に保育園などを「ほぼ毎週利用したい」方の割合は、3.4％となっています。地域別で見ると、大曲地域にお住まいの方が約７割となっています。

大曲地域の保育施設１か所で休日保育を実施していますが、利用実績や今後のニーズ量を基に、事業の拡充について検討します。

⑦夜間保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 （0～5歳）	2,758人	2,671人	2,632人	2,583人	2,527人
ニーズ量 （20時以降の施設利用希望）	17人	16人	16人	15人	15人
	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
確保の方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	ファミリー・サポート・センター事業などで対応				

夜間保育事業は、夜間の保育需要に対応するため、午前11時から午後10時までの概ね11時間の開所の中で保育を行う事業です。

就労形態の変化により、勤務時間が夜間となる保護者も多いと思われますが、ニーズ調査によると、20 時以降の施設利用希望者の割合は、0.6％となっています。

夜間の一時的な保育については、「ファミリー・サポート・センター事業」などを活用して対応します。

【各地域の状況】

①一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大曲地域	推計児童数※1	101人	98人	99人	95人	93人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	124人日	120人日	122人日	116人日	115人日
	確保の方策（実施箇所数）	3か所	5か所	5か所	6か所	6か所
神岡地域	推計児童数※1	6人	5人	5人	5人	5人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
西仙北地域	推計児童数※1	3人	3人	3人	3人	3人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中仙地域	推計児童数※1	7人	6人	6人	7人	6人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	40人日	37人日	39人日	40人日	39人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
協和地域	推計児童数※1	0人	0人	0人	0人	0人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南外地域	推計児童数※1	2人	2人	2人	2人	2人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
仙北地域	推計児童数※1	8人	7人	7人	7人	7人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
太田地域	推計児童数※1	5人	4人	4人	4人	4人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※１　「推計児童数」は教育標準時間認定の推計児童数及び教育ニーズの高い２号認定の推計児童数

※２　「年間利用日数」は「推計児童数」に回答者の利用意向率と利用意向日数を乗じた数

１号認定児童の一時預かり事業に対しては、大曲地域で高いニーズがあります。

ニーズ調査の結果、ニーズの無い地域もありますが、一時的な利用希望にも対応できるように、各地域の認定こども園で実施します。

②一時預かり事業（一時保育事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大曲地域	推計在宅児数※1	144人	142人	142人	138人	138人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	9,136人日	8,935人日	8,974人日	8,710人日	8,600人日
	確保の方策（実施箇所数）	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
神岡地域	推計在宅児数※1	7人	7人	7人	7人	7人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	920人日	886人日	868人日	851人日	822人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
西仙北地域	推計在宅児数※1	18人	16人	15人	15人	14人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	491人日	485人日	440人日	423人日	406人日
	確保の方策（実施箇所数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
中仙地域	推計在宅児数※1	26人	26人	26人	24人	24人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	1,120人日	1,059人日	1,071人日	1,065人日	1,022人日
	確保の方策（実施箇所数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
協和地域	推計在宅児数※1	17人	17人	17人	14人	14人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	88人日	84人日	81人日	78人日	74人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南外地域	推計在宅児数※1	4人	3人	3人	3人	3人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	212人日	210人日	191人日	198人日	191人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
仙北地域	推計在宅児数※1	68人	67人	64人	63人	62人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	2,020人日	1,876人日	1,817人日	1,859人日	1,825人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
太田地域	推計在宅児数※1	17人	17人	16人	15人	15人
	ニーズ量（年間利用日数※2）	386人日	369人日	343人日	350人日	338人日
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※１「推計在宅児数」は０～５歳の推計人口から１～３号認定の児童数を除いた数

※2「年間利用日数」は利用意向がある家庭が希望する年間利用日数

主として未就園児を対象とした一時保育事業については、地域内の教育・保育施設で実施します。

地域によってニーズ量に差がありますが、ニーズに応えられるよう、各教育・保育施設で受け入れを行います。

③延長保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大曲地域	推計児童数（0～5歳）	1,578人	1,543人	1,550人	1,504人	1,485人
	ニーズ量	90人	88人	89人	86人	85人
	確保の方策（実施箇所数）	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所
神岡地域	推計児童数（0～5歳）	159人	153人	150人	147人	142人
	ニーズ量	3人	3人	3人	3人	3人
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
西仙北地域	推計児童数（0～5歳）	175人	173人	157人	151人	145人
	ニーズ量	5人	5人	4人	4人	4人
	確保の方策（実施箇所数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
中仙地域	推計児童数（0～5歳）	235人	222人	225人	224人	215人
	ニーズ量	7人	7人	7人	7人	7人
	確保の方策（実施箇所数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
協和地域	推計児童数（0～5歳）	119人	113人	109人	105人	100人
	ニーズ量	5人	4人	4人	4人	4人
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南外地域	推計児童数（0～5歳）	92人	91人	83人	86人	83人
	ニーズ量	6人	6人	5人	5人	5人
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
仙北地域	推計児童数（0～5歳）	238人	221人	214人	219人	215人
	ニーズ量	2人	2人	2人	2人	2人
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
太田地域	推計児童数（0～5歳）	162人	155人	144人	147人	142人
	ニーズ量	2人	2人	1人	2人	1人
	確保の方策（実施箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

延長保育事業は、利用ニーズや実績に応じて、各地域の保育園・認定こども園で実施します。

２．経済的負担の軽減

◆現状と課題

乳幼児期の養育費や医療費は収入に占める割合が高く、そこに子どもの成長過程に応じた高等学校や大学への入学などの教育費の負担が加わるという状況があり、子育てを社会的に支援する観点から、こうした子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

また、こうした子育てに伴う直接的なコストに加えて、育児休業期間中の収入の減少や子育てのために退職したことによる収入の減少など、子育てに関わる直接的、間接的な経済的負担が、出産をためらわせる要因になっていると考えられます。

（１）児童手当等の支給

子育て家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健やかな成長を図るために、児童手当の支給や、家庭の実情に応じて、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を支給します。

（２）保育料の負担の軽減

令和元年１０月からの保育料の無償化により、教育・保育施設を利用する３歳以上の児童と、住民税非課税世帯の０歳から２歳までの児童の保育料が無償となりました。

無償とならない世帯の３歳未満の児童の保育料については、保護者の住民税額から算出した保育料を負担いただきますが、県の「すこやか子育て支援制度」を活用し、所得に応じて保育料の減額を行っています。

３歳以上の児童の副食費については、新たに負担いただくこととなりましたが、保育料と同様に「すこやか子育て支援制度」を活用して、助成を行います。

また、きょうだいの入所の状況や家庭状況に応じて、保育料の減免を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

３．教育・保育の一体的な提供

◆現状と課題

平成２７年から始まった子ども・子育て支援新制度では、保護者がいずれも就労しており、日中お子さんをみることができないなどの「保育を必要とする」事由に該当すると市が「認定」した場合に、保育施設を利用することができます。そのため、事情により仕事を辞めた場合など、「保育を必要とする」事由に該当しなくなった場合、保育施設を利用することができなくなるため、退所していただく必要があります。

認可外保育施設など、「保育を必要とする」事由が必ずしも必要ではない施設を利用することは可能ですが、これまで通い慣れた施設を離れ、親しくなった友達とも別れなければならず、大きな環境の変化は心理的な不安をあたえることになります。

認定こども園は、認定区分にかかわらず利用することができるため、家庭状況が変わり、施設を利用中に区分が変わった場合でも、引き続き通い慣れた同じ施設を利用することができます。

大仙市では、幼稚園・保育園の認定こども園化を進め、これまで８地域で１０園の認定こども園が開園しています。

保護者の就労状況に関わらず利用することができ、地域の子どもが等しく教育・保育を受けることができるよう、認定こども園の更なる普及を進めます。

（１）認定こども園の普及

認定こども園は平成１８年から導入され、地域の子育て支援の拠点として、また、地域に暮らす子ども達に、同一の教育・保育を提供することを目的として普及が進められてきました。子ども・子育て支援新制度では、現行の幼稚園・保育園からの移行手続きを簡素化するなど、更なる普及が進められました。保護者の就労などによる「保育を必要とする」要件に関わらず、施設の利用を希望する３歳以上の児童であれば、誰でも利用することができます。また、普段は施設を利用していない家庭も、認定こども園で行う「子育て支援事業」を利用することができ、他の子育て家庭との交流や、保育士等による子育て相談を受けることができ、地域の子育て支援の中核施設となっています。

大仙市は、平成２１年度に幼保一体型施設である、神岡保育園・かみおか幼稚園を認定こども園「すくすくだけっこ園」に移行して運営を開始したことを皮切りに、各地域の幼稚園・保育園の認定こども園化を進め、現在では、８地域で１０園の認定こども園が設置されています。

認定こども園への移行にあたっては、県の「認定こども園サポート事業」を活用し、指導主事の訪問による指導や研修を通して、保育者の資質の向上と施設内で質の高い教育・保育を実践する体制構築を図ります。

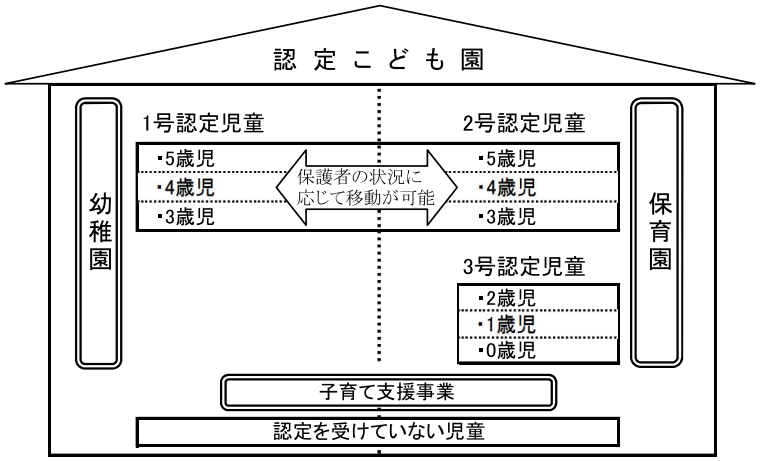

（２）小学校との連携の強化

子どもの健やかな成長のためには、日々の成長の様子が子どもに関わる人々の間で共有されていることが必要です。小学校に進学した場合も、個々の子どもに応じた指導を行うために、これまでの子どもの育ちや教育保育の状況が引き継がれるとともに、施設の職員間で連携を図ることが重要です。

子どもの成長の様子を記録した「指導要録」の引継ぎや、保育教諭・保育士と小学校教諭との合同研修などを行い、小学校との連携の強化を図ります。

第2章　子育て支援事業の充実

１．地域における子育て支援サービスの充実

◆現状と課題

核家族化が一層進んだ現在では、同居している祖父母や近所の知人などに、一時的にでも子どもを見てもらうことが難しく、急な用事や育児疲れのリフレッシュのために子どもを預けたくても容易にはできない状態です。ニーズ調査では、日常・緊急時にかかわらず、子どもをみてくれる親族・友人がいないという世帯が、7.4%となっています。

子育てについて悩みや不安を抱えている方も多く、子育てに関して気軽に相談できる人がいないという世帯が、4.0%となっています。いつでも気軽に悩みを相談できる仕組みや、子育て家庭同士の交流の場の整備、子どもや子育て家庭を社会全体で支える仕組みが必要です。

（１）子育て支援活動拠点の整備

【地域子育て支援拠点事業】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（0～2歳）		1,321人	1,294人	1,268人	1,244人	1,217人
ニーズ量	のべ回数	3,362件	3,261件	3,195件	3,131件	3,068件
	1人あたり回数	2.55回	2.52回	2.52回	2.52回	2.52回
確保の方策	拠点数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	支援センター	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

子育て家庭の親とその子どもが、気軽に集い交流や育児相談などを行う場を設置することにより、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

市内の大曲地域（まるこのひろば）・中仙地域（うさちゃんひろば）・西仙北地域（つなっこひろば）に各１か所ずつ設置しています。

また、市内各地域の認定こども園１０箇所でも、「子育て支援センター」を開設し、園開放や子育て相談の機会を設けています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大曲地域	推計児童数(0～2歳)		765人	756人	749人	741人	731人
	ニーズ量	のべ回数	1,985件	1,948件	1,926件	1,904件	1,876件
	確保の方策	拠点数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		支援センター	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
神岡地域	推計児童数(0～2歳)		73人	70人	68人	66人	65人
	ニーズ量	のべ回数	197件	189件	184件	178件	176件
	確保の方策	支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
西仙北地域	推計児童数(0～2歳)		79人	76人	73人	70人	67人
	ニーズ量	のべ回数	273件	263件	253件	242件	232件
	確保の方策	拠点数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中仙地域	推計児童数(0～2歳)		121人	117人	113人	109人	104人
	ニーズ量	のべ回数	253件	226件	218件	210件	201件
	確保の方策	拠点数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
協和地域	推計児童数(0～2歳)		54人	52人	50人	48人	45人
	ニーズ量	のべ回数	88件	85件	81件	78件	73件
	確保の方策	支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南外地域	推計児童数(0～2歳)		45人	44人	41人	41人	40人
	ニーズ量	のべ回数	64件	62件	58件	58件	57件
	確保の方策	支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
仙北地域	推計児童数(0～2歳)		109人	106人	103人	101人	100人
	ニーズ量	のべ回数	341件	332件	322件	316件	313件
	確保の方策	支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
太田地域	推計児童数(0～2歳)		75人	73人	71人	68人	65人
	ニーズ量	のべ回数	161件	156件	153件	145件	140件
	確保の方策	支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（２）ファミリー・サポート・センター事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 （小学1～6年生）		3,266人	3,202人	3,090人	3,043人	2,973人
ニーズ量		229件 7.0%	224件 7.0%	216件 7.0%	213件 7.0%	208件 7.0%
確保の方策	サポート センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	サポート会員	100人	100人	100人	100人	100人

子育ての支援がしたい方をサポート会員として登録し、支援の必要な方（ファミリー会員）の要望に応じて支援を行う事業です。

サポート会員（支援が可能な方）、ファミリー会員（支援を受けたい方）とも、事前に登録が必要です。サポート会員とファミリー会員は兼ねることができます。

両会員の仲介役として、サポートセンターを大曲地域に１か所設置し、コーディネーターを配置しています。

これまでの利用状況及び推計されるニーズ量から、事業量はこれまでどおりとし、研修の充実などを通して、サポート会員の技能の向上を図ります。

子どもを預けたい人と、子どもを預かることができる人との会員組織により、地域の人材を活かした相互援助活動を行い、仕事と子育ての両立や育児疲れのリフレッシュを図るため、事業の展開を図ります。

子どもが病気の際や夜間の仕事などにより、緊急時や一時的な保育のニーズも高まっていることから、本事業での対応も検討します。

（３）相談・支援体制の充実

【利用者支援事業】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 （0歳～小学6年生）		6,024人	5,873人	5,722人	5,626人	5,500人
ニーズ量		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保の方策	母子保健型	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	専任･兼任保健師	10人	11人	11人	12人	12人

○母子保健型･･･主として保健センター等で、保健師などの専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行う。

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についてのワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センター等を立ち上げ、切れ目のない子育て支援を実施する事業です。

本市では、保健師等の専門性を生かした相談支援と母子保健事業の実施により、医療機関、療育機関等の関係機関と連携し、利用者支援事業の「母子保健型」を実施します。市内３か所の健康増進センター内に「子育て世代包括支援室」を設置し、専任保健師２名、兼任保健師８名（大曲４名、西部東部各２名）を配置し、個別の妊婦健康相談を実施するなど、気軽に相談ができる環境づくりに努めます。

また、子育て期における相談機関として広く周知されている「地域子育て支援拠点事業」の市内3施設とも、さらに連携体制の構築・強化を図ります。

あわせて、母子手帳アプリ「すくすくはなび」を活用し、予防接種・各種健診の日程のほか、子育て支援施設の情報やイベント等のお知らせなど、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンからタイムリーに子育て情報を受け取ることができるよう、情報発信に努めます。

２．子育て支援体制の充実

◆現状と課題

子どもは地域の宝物であり、一人一人が大きな可能性を秘めています。子育てについて第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは家庭のみで育つわけではなく、認定こども園や保育園、学校、地域の人々に見守られながら成長していきます。

子どもの成長は何ものにもかえがたい喜びですが、子育てには多大な労力が必要であり、時には悩むこともあります。多くの方が祖父母や友人等に相談していますが、中には相談できる相手・機関がなく、悩みを抱えたまま不安に感じている方もいることが、ニーズ調査結果からわかります。また、一時的に子育てに手助けが必要となる場合もあります。

子育て支援事業を着実に実施し、子育てを社会全体で支援するためには、地域・認定こども園・保育園・学校・公民館・図書館等が連携を取り、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。それとともに、保護者や保育士・教師などの子どもと関わる人のみならず、地域全体で子ども・子育てを支えるためにも、地域の人材を確保することが重要です。

今後、一層の活動の拡大と充実を図るため、人材の確保とともに、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報を共有化し、効率的・効果的にサービスを提供することが望まれます。

保護者の不安を取り除き、日々の子育てが楽しいものと感じられるように、子ども達が健やかに成長することを社会全体で支える手だてが必要です。

（１）子育て支援団体等への情報提供、支援

○市のホームページの内容充実を図り、子育て情報の発信に努めます。
○子育て情報を網羅した「子育て応援ハンドブック」を引き続き作成し、随時情報を見直して、新しい情報が子育て家庭に届くよう、計画的に配布します。
○子育て関連団体や関係機関の連携を図り、情報の共有化を推進します。

（２）地域の人材の活用、参画の推進

新制度に掲げる施策を実施するためには、特技や技能を持った地域の高齢者や子育てについて経験豊富な主婦などに参画していただくなど、地域の人材を活用することが重要です。高齢者が特技を活かし、「放課後子供教室」で講師として子ども達と関わったり、子育てが一段落した主婦が、豊富な育児経験を生かして「子育てサポーター」として活躍したりするなど、それぞれの技能、経験を活かし、多方面から子ども及び子育てを支える仕組みづくりを進めることが必要です。

（３）親子を見守り支えるネットワークづくりの推進

○育児を行っている当事者と地域・学校・企業等が一堂に会して話し合う機会を設け、育児に対する不安・悩みを共有し、解決に向けての方策を検討します。
○地域において子育てに関係している団体や関係機関と連携を図り、ネットワークや情報交換の場づくりを推進します。

３．児童の健全育成

◆現状と課題

「教育・保育事業の充実」の現状と課題と同様、保護者の仕事や社会活動への参加と子育ての両立を図るためには、小学校就学後の児童の保育の場も必要となります。ニーズ調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年で 23.7%、高学年で 13.4%の保護者が放課後児童クラブの利用を希望しています。

これまでも必要に応じて放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の資質向上を図ってきましたが、今後も各地域のニーズ量に見合った放課後児童クラブの整備・運営が求められます。

（１）安全・安心な居場所づくりの推進

保護者の就労などにより、児童が帰宅しても保護者等が家庭にいないことが常態となっている児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を利用ニーズに合わせ拡充します。

なお、拡充にあたっては公共施設や学校の余裕教室を活用することを基本とし、ニーズの量に対応してまいります。

また、これまでも学校や公共施設において、地域の人材を活用し、子ども達へ様々な体験活動を提供してきた「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図り、地域の子ども達が安全・安心に過ごしつつ多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心として両事業の整備を進める「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

＜放課後児童クラブと放課後子供教室のイメージ＞

○単独型
…それぞれの事業が独自に活動内容を計画して、運営する形態。

○連携型
…児童クラブを利用している児童が、放課後子供教室を開催している学校や施設に移動して、地域の子ども達と一緒に体験・活動を行う形態。
児童クラブを利用している児童は、活動終了後、児童クラブに戻って活動します。

○一体型
…全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施して、児童クラブを利用している、していないにかかわらず、全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。
両事業の指導員・従事者が、活動プログラムの企画段階から連携して取り組み、多様な体験・活動の機会を提供します。

ア　放課後児童クラブ事業の拡充及び放課後子ども総合プランの推進

【大仙市全域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
児童数	低学年	3,266人	1,564人	3,202人	1,555人	3,100人	1,476人
	高学年		1,702人		1,647人		1,624人
ニーズ量(A)	低学年(A')	1,098人 33.62%	853人 54.54%	1,083人 33.82%	847人 54.47%	1,087人 35.06%	859人 58.20%
	高学年		245人 14.39%		236人 14.33%		228人 14.04%
確保の方策	定員(B)	1,135人		1,155人		1,155人	
	実施箇所数	26か所		27か所		27か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	37人	282人	72人	308人	68人	296人

		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	2,986人	1,440人	2,966人	1,445人
	高学年		1,546人		1,521人
ニーズ量(A)	低学年(A')	1,164人 38.98%	860人 59.72%	1,152人 38.84%	860人 59.52%
	高学年		304人 19.66%		292人 19.20%
確保の方策	定員(B)	1,265人		1,265人	
	実施箇所数	28か所		28か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	101人	405人	113人	405人

○ニーズ量に対応するため、教育委員会と連携を図り、学校の余裕教室などを児童クラブとして活用できるよう検討します。
○利用ニーズに対応するため、早急に定員を確保する必要がありますが、当面は小学生低学年の利用希望者の確保を進め、状況に応じて利用対象を拡充していきます。
○放課後児童支援員及び支援補助員の確保を進めるとともに、研修等を通じ質の向上をしていきます。

【大曲地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	1,680人	808人	1,672人	839人	1,615人	798人	1,563人	790人	1,609人	827人
	高学年		872人		833人		817人		773人		782人
ニーズ量(A)	低学年(A')	611人 36.37%	479人 59.28%	614人 36.72%	488人 58.16%	637人 39.44%	518人 64.91%	657人 42.03%	501人 63.42%	682人 42.39%	524人 63.36%
	高学年		132人 15.14%		126人 15.13%		119人 14.57%		156人 20.18%		158人 20.20%
確保の方策	定員(B)	640人		640人		640人		700人		700人	
	実施箇所数	17か所		17か所		17か所		18か所		18か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	29人	161人	26人	152人	3人	122人	43人	199人	18人	176人

○大曲地域は小学校数が８校と、市内２１校中の約４０％を占めており、対象児童数は約５０％となっています。
○実施箇所数の増加や利用定員の拡充を進め、充足率の向上を図ります。

【神岡地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	197人	87人	194人	91人	184人	87人	182人	80人	176人	84人
	高学年		110人		103人		97人		102人		92人
ニーズ量(A)	低学年(A')	62人 31.47%	51人 58.62%	57人 29.38%	46人 50.55%	56人 30.43%	45人 51.72%	73人 40.11%	52人 65.00%	70人 39.77%	53人 63.10%
	高学年		11人 10.00%		11人 10.68%		11人 11.34%		21人 20.59%		17人 18.48%
確保の方策	定員(B)	70人		70人		70人		70人		70人	
	実施箇所数	1か所		1か所		1か所		1か所		1か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	8人	19人	13人	24人	14人	25人	△ 3人	18人	0人	17人

○増加するニーズ量に対応するため、平成２８年度より児童クラブを移転し、事業を実施しています。
○移転前は定員４５名１施設単位であったものを、平成２８年度より定員７０名２施設単位とし、ニーズに対応しています。

【西仙北地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	257人	115人	241人	97人	240人	101人	226人	107人	214人	102人
	高学年		142人		144人		139人		119人		112人
ニーズ量(A)	低学年(A')	67人 26.07%	52人 45.22%	64人 26.56%	49人 50.52%	60人 25.00%	45人 44.55%	69人 30.53%	59人 55.14%	65人 30.37%	56人 54.90%
	高学年		15人 10.56%		15人 10.42%		15人 10.79%		10人 8.40%		9人 8.04%
確保の方策	定員(B)	90人		90人		90人		90人		90人	
	実施箇所数	2か所		2か所		2か所		2か所		2か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	23人	38人	26人	41人	30人	45人	21人	31人	25人	34人

○主に低学年の児童が利用する西仙北児童クラブは、西仙北小学校の敷地内にあるため、児童が安全に移動することができる状況です。
○高学年の利用ニーズに対応するため、平成３０年度より西仙北支所敷地内に西仙北第２児童クラブを新設しています。

【中仙地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	329人	172人	309人	152人	292人	127人	304人	135人	297人	124人
	高学年		157人		157人		165人		169人		173人
ニーズ量（A）	低学年（A’）	79人 24.01%	70人 40.70%	82人 26.54%	73人 48.03%	74人 25.34%	65人 51.18%	93人 30.59%	70人 51.85%	88人 29.63%	64人 51.61%
	高学年		9人 5.73%		9人 5.73%		9人 5.45%		23人 13.61%		24人 13.87%
確保の方策	定員（B）	70人		90人		90人		100人		100人	
	実施箇所数	1か所		2か所		2か所		2か所		2か所	
過不足（B-A）	低学年のみ（B-A’）	△ 9人	0人	8人	17人	16人	25人	7人	30人	12人	36人

○中仙地域は小学校４校に対し、児童クラブは１か所での運営となっており、定員超過の状況が続いています。
○令和３年４月に豊川小学校と豊岡小学校が統合となることから、空き校舎となる豊岡小学校を活用し児童クラブを整備することで、中仙地域の児童クラブを２か所とし、利用児童の分散と定員の拡充を図ります。

【協和地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	174人	84人	175人	78人	156人	69人	142人	67人	138人	62人
	高学年		90人		97人		87人		75人		76人
ニーズ量（A）	低学年（A’）	48人 27.59%	30人 35.71%	45人 25.71%	29人 37.18%	43人 27.56%	26人 37.68%	45人 31.69%	30人 44.78%	43人 31.16%	28人 45.16%
	高学年		18人 20.00%		16人 16.49%		17人 19.54%		15人 20.00%		15人 19.74%
確保の方策	定員（B）	70人		70人		70人		70人		70人	
	実施箇所数	1か所		1か所		1か所		1か所		1か所	
過不足（B-A）	低学年のみ（B-A’）	22人	40人	25人	41人	27人	44人	25人	40人	27人	42人

○協和小学校の余裕教室を活用して児童クラブを開設しています。
○平成２８年度より定員を２０名増加、平成３０年度より１０名増加したことにより、利用ニーズに対応することができています。

【南外地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	105人	59人	101人	65人	108人	59人	95人	49人	90人	41人
	高学年		46人		36人		49人		46人		49人
ニーズ量(A)	低学年(A')	32人 30.48%	25人 42.37%	36人 35.64%	29人 44.62%	39人 36.11%	32人 54.24%	39人 41.05%	27人 55.10%	36人 40.00%	23人 56.10%
	高学年		7人 15.22%		7人 19.44%		7人 14.29%		12人 26.09%		13人 26.53%
確保の方策	定員(B)	30人		30人		30人		50人		50人	
	実施箇所数	1か所		1か所		1か所		1か所		1か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	△ 2人	5人	△ 6人	1人	△ 9人	△ 2人	11人	23人	14人	27人

○南外小学校の余裕教室を活用して、児童クラブを開設しています。
○利用動向を踏まえつつ、定員の変更を行い、ニーズ量に対応します。

【仙北地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	293人	137人	296人	141人	297人	141人	279人	125人	263人	125人
	高学年		156人		155人		156人		154人		138人
ニーズ量(A)	低学年(A')	109人 37.20%	82人 59.85%	102人 34.46%	74人 52.48%	101人 34.01%	73人 51.77%	109人 39.07%	71人 56.80%	95人 36.12%	66人 52.80%
	高学年		27人 17.31%		28人 18.06%		28人 17.95%		38人 24.68%		29人 21.01%
確保の方策	定員(B)	95人		95人		95人		95人		95人	
	実施箇所数	2か所		2か所		2か所		2か所		2か所	
過不足(B-A)	低学年のみ(B-A')	△ 14人	13人	△ 7人	21人	△ 6人	22人	△ 14人	24人	0人	29人

○地域内２小学校の利用児童を、ぞれぞれの学校に対応した施設で補っています。
○利用ニーズの状況に応じ、学校の余裕教室の活用について、教育委員会・学校と協議し、施設の増加を目指します。

【太田地域】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童数	低学年	231人	102人	214人	92人	208人	94人	195人	87人	179人	80人
	高学年		129人		122人		114人		108人		99人
ニーズ量（A）	低学年（A’）	90人 38.96%	64人 62.75%	83人 38.79%	59人 64.13%	77人 37.02%	55人 58.51%	79人 40.51%	50人 57.47%	73人 40.78%	46人 57.50%
	高学年		26人 20.16%		24人 19.67%		22人 19.30%		29人 26.85%		27人 27.27%
確保の方策	定員（B）	70人		70人		70人		90人		90人	
	実施箇所数	1か所		1か所		1か所		1か所		1か所	
過不足（B-A）	低学年のみ（B-A’）	△ 20人	6人	△ 13人	11人	△ 7人	15人	11人	40人	17人	44人

○地域内３小学校の利用児童を１施設で補っています。
○放課後に各学校をワゴン車等で巡回し、児童クラブへ送迎しています。
○利用ニーズも高いことから、状況に応じて定員を変更して対応します。

イ　放課後子供教室の推進

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数		3,298人	3,199人	3,140人	3,020人	2,975人
	低学年	1,557人	1,534人	1,536人	1,463人	1,441人
	高学年	1,741人	1,665人	1,604人	1,557人	1,534人
実施箇所数		24か所	24か所	24か所	24か所	24か所

放課後子供教室は、令和元年度末現在、市内２４箇所で実施されています。近隣の放課後児童クラブとの連携が図られ、児童クラブの利用児童の参加など、地域の子ども達が一体的に体験活動を行っています。

活動プログラムの実施には地域の人材の協力が不可欠ですが、地域の人材を活用して、体験プログラムや学習支援、スポーツ活動など、内容の充実を図ります。

利用児童の移動中の事故防止のため、小学校の余裕教室などを活用し、児童が校外に移動せずに、安心・安全で楽しく過ごせる場所の確保に努めます。

ウ　放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

二つの事業を一体的に進めるため、教育委員会と福祉部局の連携を深め、適切な体制づくりに努めます。

また、事業内容の充実を図るため放課後児童支援員に対する研修の充実を図るほか、地域の人材の発掘・活用を進めます。

エ　小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

教育委員会と、「余裕教室等を活用した放課後児童クラブの管理運営等に関する協定書」を締結しております。本協定に基づき、余裕教室等の確保及び活用をしていきます。

オ　教育委員会と子ども支援課の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運営するにあたり、活動中に発生した事故に対する対応や、予算措置・執行における対応などを、事前に協議し、協定を取り交わすなど、責任の所在を明確にします。

第3章　母性及び児童の健康確保及び増進

１．妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

◆現状と課題

本市では、子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な支援や相談の場の提供等を行っています。今後も保健、医療、福祉、教育の各分野で連携しながら、妊娠出産、新生児期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導や相談等の母子保健事業のいっそうの充実が重要な課題になります。また、乳幼児健診等の場を活用し、子どもの事故予防のための安全対策なども含めた、保護者への指導等を実施するとともに、子ども虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した母子保健事業の推進が必要です。

（１）情報提供・相談事業の充実

【こんにちは赤ちゃん訪問事業】

【大仙市全域】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象家庭数	400件	400件	390件	390件	390件
訪問数	395件 98.8%	396件 99.0%	385件 98.7%	385件 98.7%	385件 98.7%
確保の方策	実施体制　健康増進センター保健師（臨時職員含む） 実施機関　健康増進センター				

【養育支援訪問事業】

【大仙市全域】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数 （0歳～小学6年生）	6,024人	5,873人	5,722人	5,626人	5,500人
ニーズ量	5件	10件	15件	20件	20件
確保の方策	実施体制　健康増進センター保健師（臨時職員含む） 実施機関　健康増進センター				

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談に応じる事業です。

また、育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼなどにより、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しては、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うなど、適切な養育が行えるように支援を行います。

（２）妊婦健診・乳幼児健診の充実

【大仙市全域】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出者数	400人	400人	390人	390人	390人
健診回数　妊婦一般健康診査	16回	16回	16回	16回	16回
健診回数　妊婦歯科健康診査	1回	1回	1回	1回	1回
確保の方策	妊婦健診：　大曲厚生医療センター、くしま産婦人科、佐藤レディースクリニック、大曲母子医院、田口医院、ほか県内協力産婦人科医療機関 歯科健診：　県内協力歯科医療機関				

○母子の健康保持増進のため、妊婦健康診査を行うことにより、妊娠期における疾病の早期発見・早期治療による健康管理の向上を図るとともに、妊娠出産に係る経済的負担の軽減及び安心して妊娠出産ができる環境づくりに努めます。

○乳幼児の月齢（適齢）に応じた健診を行うことにより、異常の有無を早期に発見し、早期治療や支援につなげ、健康の保持増進を図ります。

第4章　職業生活と家庭生活の両立

１　仕事と生活の調和の実現

◆現状と課題

やりがいを持って仕事に取り組むことによって、日常生活にも張り合いが生まれ、生きがいや喜びを感じることができます。

しかし、我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しています。例えば、女性の社会参加等が進み、共働き世帯が増加しているものの、女性が家事や子育てに追われ、満足に能力を発揮できない問題があります。また、男性は「外で働く」意識が強く、家事や子育てよりも仕事を優先せざるを得ない状況のため、家族と過ごす時間が十分に取れていないという問題もあります。

そのため、男女が日常的に協力しあいながら、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しが必要です。

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行やその他の要因を解消するため、事業者をはじめとして、職場全体で意識改革に取り組むことが必要です。

（１）事業者への広報啓発・情報提供

○事業者に対して、子育てしやすい就労環境づくりに向け、事業所内保育施設等の整備や働き方の見直しに関する広報啓発や情報提供を行います。

○事業者や労働者、市民に対して、育児・介護休業制度に関する正しい知識や情報提供を行います。

（２）子育てしやすい働き方の推進

○事業者に対して、フレックスタイム制度や短時間勤務制度の導入を働きかけ、子育て期にある社員が、労働時間の弾力的な変更や柔軟な勤務体制などの支援を受けられるように、子育てに対応した環境整備を働きかけます。

○働きながら子育てすることの職場理解を深めるため、事業者をはじめとして労働者全体に啓発を行い、子育てと仕事の両立を支え合う職場環境づくりを支援します。

（３）多様な働き方に対応した子育て支援の展開

○一時預かりや延長保育、休日保育など、通常の保育時間以外の子育て支援事業の充実を図り、雇用形態にかかわらず子育てをサポートします。

○女性の再就職を推進するため、ハローワークなど関係機関と連携し、就職情報の提供や新しい就業形態の情報などを提供します。また、就職相談時における託児サービス等を推進します。

○産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等等の施設を利用できるよう、保育士の確保や離職防止策を進め、年度途中の入所を支援します。

第5章　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

１．児童虐待防止対策の充実

◆現状と課題

近年、児童への虐待が顕在化し、痛ましい事件が報道されることも多くなっています。虐待の背景は多岐にわたることから、一口に因果関係を見極めることは困難ですが、日常的な注意やしつけがエスカレートしてしまうなど、どこにでも、誰にでも起こる可能性があります。

児童虐待を防止し、全ての児童が心身ともに健全に成長し、社会的自立をしていくためには、発生予防から早期発見・早期対応を図るとともに、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要があります。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

本市では、平成１８年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して対応しています。

（１）子どもの権利擁護

子どもは一人の人間として、大人と同様に基本的人権を有しています。本市では、子どもの人権を守り、地域全体で子どもを見守り、健やかに育てるため、平成２６年３月に「大仙市子ども条例」を策定しました。この条例に基づき、子どもの権利保障を推進します。

大仙市子ども条例

第４条（子どもの権利）

子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

（１）子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。

（２）子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。

（３）子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。

（４）子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる。

（２）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、発見・通報後の対応について、関連機関と連携して進めるため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。

協議会は、個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議で構成されます。

○個別ケース検討会議

児童に直接関わる者、今後関わりを持つ可能性のある者で構成されます。児童の状況の把握や問題点の確認、経過報告及び評価や新たな情報の共有、ケースの主たる援助者の決定、実際の援助、支援方法、支援計画について協議します。

○実務者会議

実際にケースを担当する所属の長で構成されます。情報交換や個別ケース検討会議での課題について、さらに検討します。要保護児童の実態把握と支援児童の総合的な把握や対策を推進します。

啓発活動と年間活動方針の策定やケース処遇について、代表者会議への報告を行います。

○代表者会議

関係機関の代表者あるいは機関の長が指名した者で構成されます。支援に関する全体の検討と実務者会議からの活動状況の報告を基に検証・評価を行います。

このほか、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月）において、市町村における相談体制の強化が求められていることから、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた体制の整備を推進します。

■要保護児童対策地域協議会全体の流れ

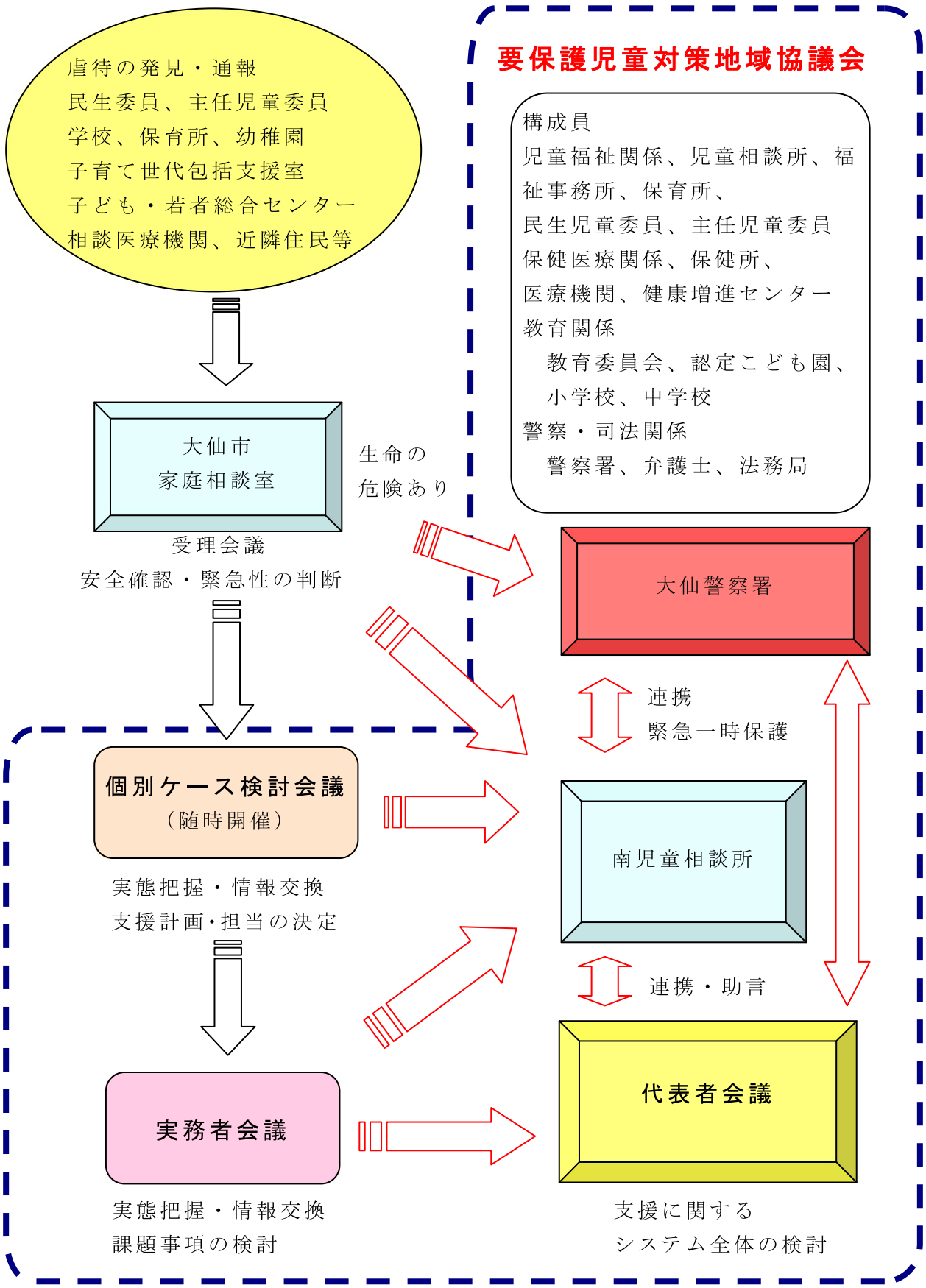

（３）虐待保護・支援・アフターケアの推進

○虐待を受けたあるいは受けるおそれのある児童を早期発見し、安心、安全な環境の中で養育されるようその家庭を支援し、児童の社会的自立を促進するため、関係機関と連携して対応します。

○虐待を受けた児童の精神的不安の軽減や家族再統合に向けた継続的な支援のために、家庭相談員を配置し、支援の充実を図ります。

（４）子どもの虐待知識等についての情報提供

○虐待に対する住民の関心を高め、虐待の防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法の周知を行います。

２．ひとり親家庭等の自立支援の推進

◆現状と課題

離婚によりひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等就業・自立支援事業に取り組むなど、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保等経済的支援と、ひとり親家庭等の実情を把握しつつ、総合的な対策を検討していくことが必要です。

（１）自立・就業支援

○母子・父子自立支援員による母子・父子・寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行い、能力の向上及び求職活動に関する支援の充実に努めます。

○ひとり親家庭日常生活支援事業及び保育所等の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

・ひとり親家庭等日常生活支援事業
…ひとり親家庭が、就職活動や疾病等で家事・育児が困難な時に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業。

（２）経済的支援

○児童手当等の支給、母子・父子家庭医療費の助成を行うほか、生活費、教育費などの経済的支援を推進します。

・母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け
…ひとり親家庭への資金の貸し付けを行い、生活の安定を図ります。

・児童扶養手当の給付
…ひとり親家庭に対して、生活の安定と自立の促進に役立つように、手当の給付を行います。

・ひとり親家庭保育援助費支給事業
…ひとり親家庭に対し、保育料の減免を行います。

・母子家庭等自立支援給付金事業
…母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する職業訓練を受講する際、その費用の一部または訓練中の生活費を支給します。

・ひとり親家庭等住宅整備資金貸し付け事業
…住宅の整備が必要なひとり親家庭等で自力で整備するのが困難な方に、住宅の改修費用などの一部の貸し付けを行い、生活の安定を図ります。

３．障がい児施策の推進

◆現状と課題

ノーマライゼーション※の理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育や保育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

障がい児一人ひとりが、成長後も社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、保育園や放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるとともに、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障がい児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

※ノーマライゼーション
…障がい者が特別な扱いを受けることなく、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

（１）障がいのある子どもの受け入れ態勢の整備

○障がい児が認定こども園・保育園への入園、または交流活動ができる体制と施設の整備に努めます。

○認定こども園・保育所に入所する障がい児の日常の生活を支援するため、保育支援員を加配します。

○保育士等の研修を通じて障がい児への理解を深めるとともに、資質の向上を推進します。

・保育支援員設置事業
…身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた児童やそれらに準ずると診断を受けた児童、あるいは、保育園等で集団生活を送ることが困難な児童に対して、保育支援員を加配する事業。

（２）就学指導・相談の充実

○心身障がいに関する必要な助言・指導を行い、在宅の心身障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。

○就学前に関係機関と連携を図り、就学に対する相談活動を実施します。

○障がいのある子どもの未就学児地域療育訓練を実施します。

（３）保健、医療、福祉、教育機関の連携

○障がいの早期発見により、子どもへの適切な対応に努めます。

○障がいに関する情報提供体制を整備します。

○保健、医療、福祉、教育の関係機関が連携し、総合的な療育サービスを提供する体制づくりを図ります。

・児童発達支援
…日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

・放課後等デイサービス
…学校の授業終了後や休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

・保育所等訪問事業
…保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

・医療型児童発達支援
…肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療などの必要な支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援
…障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行います。

・障がい児相談支援
…障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用意向、利用するサービスの計画策定等の支援を行います。

資　　料

○大仙市子ども・子育て会議条例

平成２５年１２月２０日

条例第４０号

改正　平成２８年３月２３日条例第２３号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。次条第２項において「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、大仙市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（１）　子どもの保護者（法第６条第１項に規定する子どもの保護者（同条第２項に規定する保護者をいう。）をいう。）

（２）　事業主を代表する者

（３）　労働者を代表する者

（４）　子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

（５）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（６）　その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　会議に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、健康福祉部子ども支援課において処理する。

（会議の運営）

第７条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（条例の施行後最初に任命される委員の任期）

２　この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第３条第１項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成２７年３月３１日までとする。

（大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

３　大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成１７年大仙市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２８年３月２３日条例第２３号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

大仙市子ども・子育て会議委員名簿

No	区分	所　　属	氏　　名	性別	摘要
1	1号委員（3名）	大曲駅前こども園保護者会	大 友　卓	男	
2		仙北中学校PTA	中 村 健 秀	男	
3		大仙市PTA連合会	田 村 雅 史	男	
4	2号委員	事業主代表	佐々木 祐 太	男	
5	3号委員	労働者代表	山 崎 精 輝	男	
6	4号委員（4名）	社会福祉法人大曲保育会	伊 藤 義 之	男	
7		社会福祉法人大空大仙	逸 見 博 幸	男	副委員長
8		社会福祉法人大仙ファミリーサポート	吉 川　壮	男	
9		子育てサポーター柵っ子	室 谷 裕 子	女	
10	5号委員（5名）	大曲仙北歯科医師会	畠 山 桂 郎	男	
11		大曲仙北医師会	伊 藤 晴 通	男	委員長
12		NPO法人まることびおら	挽 野 実 之	男	
13		角間川小学校	小 原 衿 子	女	
14		大仙市男女共同参画審議会	高 橋 幸 子	女	

○大仙市子ども条例

平成２６年３月１９日

条例第１６号

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、大きな可能性を秘めている。

子どもが、大仙市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いである。

子どもを健やかに育むためには、全ての市民が児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利を尊重し、いじめ、児童虐待、不登校、引きこもり等の多様な問題から子どもを守るとともに、地域社会が一体となって支え合い、子育てに適した環境を整えなければならない。

ここに、「支え合い、ともに生きる健やか安心大仙」の実現を目指し、子ども及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、子ども及び子育て支援に関する市の責務並びに保護者等の役割を明確にし、地域全体で子どもを健やかに育むための施策に関する基本的な事項を定めることにより、子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　子ども　１８歳未満の者をいう。

（２）　保護者　親又は親に代わって子どもを養育する者をいう。

（３）　学校等関係者　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める児童福祉施設その他それらに準ずる施設の設置者、管理者及び職員をいう。

（４）　地域住民　子どもを取り巻く全ての人をいう。

（５）　事業者　事業を営む法人及び個人をいう。

（基本理念）

第３条　地域全体で子どもを健やかに育むために、次に掲げる事項を基本理念とする。

（１）　子どもの人格や権利を尊重すること。

（２）　子どもの最善を考慮した子育てに取り組むこと。

（３）　市、保護者等がそれぞれの責務又は役割に応じて子育てに主体的に取り組むこと。

（子どもの権利）

第４条　子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

（１）　子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。

（２）　子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。

（３）　子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。

（４）　子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる。

（市の責務）

第５条　市は、子どもの権利を守るため、子ども及び子育て支援に関する施策の推進に努めるとともに、関係する団体及び機関と連絡調整し、相互に連携して子育て支援に取り組む環境を整備するものとする。

２　市は、本条例の目的及び内容を、市民に周知するものとする。

（保護者の役割）

第６条　保護者は、子育ての第一の責任者としての自覚を持ち、子どもの健やかな成長を促すために、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

（１）　子どもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行うこと。

（２）　基本的生活習慣及び社会のきまりを自ら守りながら、これを子どもに身につけさせること。

（３）　子どもの発達の段階に応じて子どもの権利を守るための支援を行うこと。

（学校等関係者の役割）

第７条　学校等関係者は、学校等が集団生活を通して子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

（１）　子どもの一人一人の発達の段階に応じて子どもの社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育むこと。

（２）　子どもが命の大切さを学び自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援すること。

（３）　子どもが安心して育ち学ぶことができるように、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めること。

（４）　いじめや虐待等の予防に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見及び早期解決を図ること。

（地域住民の役割）

第８条　地域住民は、地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

（１）　家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進すること。

（２）　地域行事や体験活動を行い、子どもが地域社会の一員として参加できる場を提供すること。

（３）　地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、大人と子どもが触れ合う場を提供すること。

（事業者の役割）

第９条　事業者は、労働者にとって子育てに関わりやすい職場環境づくりを進めるため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

（１）　子育て支援制度について理解し、及び労働者に周知するとともに、積極的に活用すること。

（２）　労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮すること。

（３）　市が実施する施策や地域住民が行う子どもに関する活動へ協力すること。

（子どもの役割）

第１０条　子どもは、心豊かにたくましく健やかに成長するため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

（１）　子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを持ち、相手の権利を尊重すること。

（２）　いじめをしないこと。

（３）　いじめを受けた又は発見した場合は、保護者又は学校等関係者に報告及び相談をすること。

（４）　市及び学校が開催する子どもに関する事業や地域の行事へ参加すること。

（基本計画）

第１１条　市長は、本条例の基本理念を具体的に推進するため、子ども及び子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、基本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるために適切な措置を講ずるものとする。

３　市長は、基本計画について定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

４　市長は、基本計画の策定及び見直しを行ったときは、速やかに公表するものとする。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条第１項の規定により策定された行動計画は、第１１条の規定により策定された基本計画とみなす。

大仙市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和２年３月

発　　行	大仙市
編　　集	健康福祉部　子ども支援課
	大仙市大曲花園町１番１号
	電話　０１８７-６３-１１１１
ホームページ	https://www.city.daisen.lg.jp/